

# 令和7年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会報告書

令和6年9月

令和7年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会

## 目 次

第1	はじめに	1
第2	令和6年度東京都立高等学校入学者選抜状況	2
第3	令和6年度東京都立高等学校入学者選抜の検証・検討	4
1	新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行を踏まえた主な対応	
(1)	一般推薦の検査内容	4
(2)	文化・スポーツ等特別推薦	7
(3)	追検査	13
2	その他の制度	
(1)	インターネットを活用した出願及び合否照会	16
(2)	入学者選抜における受検上の配慮	22
3	不登校生徒や日本語指導が必要な生徒など、受検者の多様なニーズ等に対応する 入学者選抜の在り方	26
(1)	在京外国人生徒対象の選抜 応募資格等	28
(2)	都立高等学校通信制課程の選抜日程	32
(3)	分割募集の在り方	34
(4)	専門学科における選抜方法	38
(5)	入学者選抜における調査書の取扱い	41
第4	おわりに	45
参考資料		
1	令和6年度東京都立高等学校入学者選抜状況	46
2	令和7年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会 設置要綱	47
3	令和7年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会 委員名簿	48
4	令和7年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会 審議経過	49

※ 本文中のグラフは、小数第2位の四捨五入の処理により合計が必ずしも100.0%にならない。

## 第1 はじめに

令和7年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会（以下「本委員会」という。）は、令和6年度入学者選抜の検証を行う中で、これまでに導入してきた様々な入学者選抜方法の成果と課題を明らかにするとともに、令和7年度入学者選抜以降の改善策等を検討することを目的として設置したものである。

令和6年度入学者選抜では、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行したことに伴い、推薦に基づく選抜における集団討論を、必要であると判断した学校が実施できるようにしたこと、文化・スポーツ等特別推薦において受検者同士の接触を伴う実技検査を実施できるようにしたことに加え、選考における特例及び追々検査を行わないこととするなど、社会状況の変化に合わせて対応してきた。

インターネットを活用した出願については、推薦に基づく選抜及び第一次募集・分割前期募集に加え、令和6年度入学者選抜から海外帰国生徒対象の選抜においても実施した。併せてインターネットを活用した合否照会サイトを、令和6年3月までに実施する全ての選抜に導入し、志願者の利便性をより向上させた。

これらの取組についての成果と課題及び入学者選抜の更なる改善を検討するため、令和6年5月7日に本委員会第1回を開催し、計4回にわたって審議を行った。

また、近年不登校生徒及び在京外国人生徒が増加傾向にあることを踏まえ、入学者選抜制度での対応に向けた改善に資する検討を行うため、令和5年11月に設置した入学者選抜検討委員会特別部会を令和6年度も引き続き設置することとした。令和6年5月10日に第1回特別部会を開催し、計3回にわたって審議を行い、本委員会への報告を行った。

本委員会は、例年検討を重ね充実させてきた諸制度に加え、入学者選抜検討委員会特別部会において検討した受検者の多様なニーズ等に対応する入学者選抜の在り方についても審議を行い、その結果と改善の方向性を報告としてまとめた。

## 第2 令和6年度東京都立高等学校入学者選抜状況

令和6年度入学者選抜は、全日制高等学校167校、定時制高等学校53校、通信制高等学校3校で実施した。

推薦に基づく選抜、第一次募集・分割前期募集、分割後期募集・第二次募集の概況及び総括は、以下のとおりである。

### 1 推薦に基づく選抜

令和6年度入学者選抜における推薦に基づく選抜は、全日制高等学校167校中162校（島しょの5校は実施せず。）、定時制高等学校1校において実施した。

全日制高等学校の推薦に基づく選抜の受検倍率は2.47倍で昨年度と同様であった（募集人員は92人増加、受検人員は287人増加）。

入学者選抜年度 (平成)	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
全日制受検倍率	2.79	2.86	2.87	2.76	3.42	3.25	3.13	3.05	2.98	2.88	2.94	3.03	2.91
入学者選抜年度 (平成・令和)	24	25	26	27	28	29	30	31	2	3	4	5	6
全日制受検倍率	2.88	3.21	3.23	3.11	3.03	3.00	2.78	2.61	2.55	2.77	2.52	2.47	2.47

### 2 第一次募集・分割前期募集

全日制高等学校の最終応募倍率は1.38倍となり昨年度と比べて0.01ポイントの上昇であった。受検倍率は1.29倍で、昨年度と同様であった。

また、不受検率は6.8%となり昨年度に比べて0.4ポイントの上昇、合格者の入学手続辞退率は0.60%と昨年度に比べて0.12ポイントの上昇であった。

入学者選抜年度 (平成)	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
最終応募倍率	1.50	1.45	1.43	1.42	1.45	1.44	1.42	1.42	1.43	1.45	1.50	1.53	1.52
入学者選抜年度 (平成・令和)	24	25	26	27	28	29	30	31	2	3	4	5	6
最終応募倍率	1.53	1.51	1.50	1.50	1.51	1.50	1.44	1.40	1.40	1.35	1.37	1.37	1.38

入学者選抜年度 (平成)	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
受検倍率	1.27	1.27	1.26	1.26	1.33	1.33	1.32	1.32	1.33	1.35	1.41	1.44	1.43

入学者選抜年度 (平成・令和)	24	25	26	27	28	29	30	31	2	3	4	5	6
受検倍率	1.44	1.43	1.42	1.41	1.43	1.43	1.36	1.32	1.32	1.28	1.29	1.29	1.29

入学者選抜年度 (平成)	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
不受検率 (%)	15.3	12.5	11.8	11.1	8.6	7.9	7.4	7.3	7.2	6.9	6.2	6.2	6.2
入学手続辞退率 (%)	2.0	1.9	1.7	1.6	1.3	1.22	1.28	1.17	1.22	1.02	0.95	0.97	0.90

入学者選抜年度 (平成・令和)	24	25	26	27	28	29	30	31	2	3	4	5	6
不受検率 (%)	6.2	5.3	5.4	5.6	5.3	5.1	5.2	5.3	5.7	5.5	6.0	6.4	6.8
入学手続辞退率 (%)	0.78	0.72	0.47	0.47	0.49	0.49	0.37	0.47	0.39	0.43	0.52	0.48	0.60

### 3 分割後期募集・第二次募集

全日制高等学校の募集人員1,989人(分割後期募集403人を含む。)に対し、1,039人が受検した。受検倍率は0.52倍となり昨年度に比べて0.04ポイントの上昇であった。

入学者選抜年度 (平成)	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
受検倍率	3.41	2.74	2.21	2.01	1.68	2.00	1.83	1.51	1.47	1.50	1.70	1.87	1.46

入学者選抜年度 (平成・令和)	24	25	26	27	28	29	30	31	2	3	4	5	6
受検倍率	1.44	1.48	1.33	1.18	1.16	1.23	0.61	0.77	0.72	0.35	0.34	0.48	0.52

以上、令和6年度東京都立高等学校入学者選抜状況において、推薦に基づく選抜の受検倍率は前年と同様の結果であり、第一次募集・分割前期募集の受検倍率は前年に比べ高い結果となった。また、分割後期募集・第二次募集の受検倍率も前年に比べ高い結果となった。ここ数年は分割後期募集に比べて第二次募集の募集人員が多く、どちらの募集においても全体として1倍を下回る状況ではあるが、分割後期募集・第二次募集は受検者の進路を保証する意味において重要な役割を果たしていることに変わりはない。

### 第3 令和6年度東京都立高等学校入学者選抜の検証・検討

本委員会では、令和6年度東京都立高等学校入学者選抜において実施した入学者選抜方法について検証し、令和7年度東京都立高等学校入学者選抜以降における改善策等について検討した。

#### 1 新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行を踏まえた主な対応

##### (1) 一般推薦の検査内容

令和6年度入学者選抜においては、全日制課程の高等学校162校、定時制課程では新宿山吹高等学校の1校、合計163校が推薦に基づく選抜を実施した。

推薦に基づく選抜（以下「推薦選抜」という。）は、平成7年度から導入され、現在は、「基礎的な学力を前提に、思考力、判断力、表現力等の課題を解決するための力や、自分の考えを相手に的確に伝えるとともに、相手の考えを的確に捉え人間関係を構築するためのコミュニケーション能力など、これからの社会にあって生徒たちに必要となる力を評価し、選抜すること」を目的として実施している。さらに、平成25年度入学者選抜からは、個人面接では把握しにくい、受検者のコミュニケーション能力、思考力・判断力・表現力、積極性及び協調性、バランス感覚や傾聴力などを評価することを目的として、全ての推薦選抜実施校に集団討論を導入してきた。

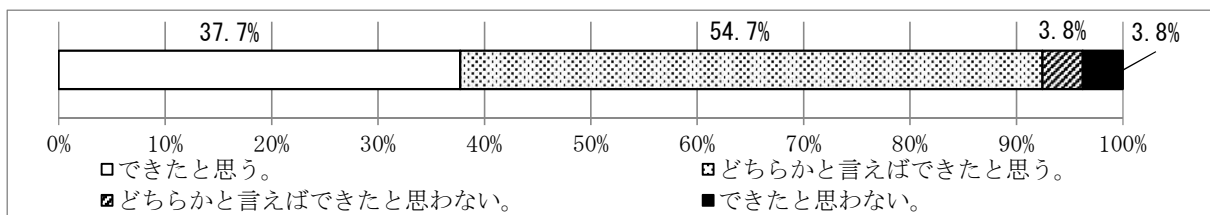
令和3年度入学者選抜から令和5年度入学者選抜までは、コロナ禍により集団討論を中止せざるを得なかったが、個人面接や小論文・作文の内容を工夫することにより各高等学校で推薦選抜の目的を踏まえ、適切な選抜を行ってきた。令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の扱いが5類に移行したことに伴い、令和6年度入学者選抜では各高等学校で集団討論の効果と必要性を十分に検討し、集団討論が必要であると判断した学校で実施することとした。推薦選抜の検査日程については、実施する検査内容や各高等学校の実態に応じて二日間で実施することを可能とした。

本委員会では、推薦選抜の成果と課題、集団討論の取扱いの妥当性について審議した。

#### ア 中学校長対象アンケート（令和6年3月実施）調査結果（調査対象：53校）

都内公立中学校長に対するアンケート調査結果については、以下のとおりである。

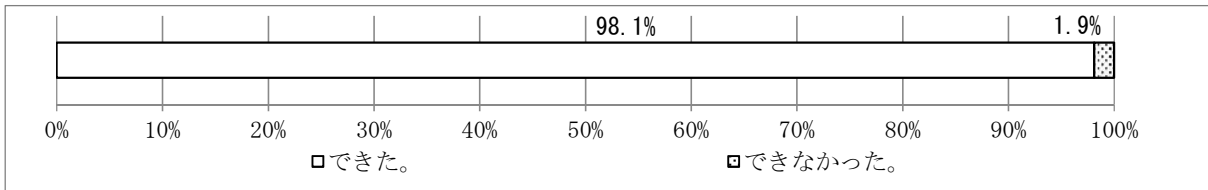
(ア) 令和6年度入学者選抜において、推薦選抜(一般推薦)の目的を達成することはできたと思うか。



##### <主な意見>

- コロナ禍後の検査内容として集団討論を再び実施する学校が現れるなど、受検者を多角的に評価する機会があった。
- 集団討論を実施しない学校では、推薦選抜の目的の一つである「コミュニケーション能力」を作文や個人面接の中でどのように評価しているのかがより明確になるとよい。

(イ) 集団討論を実施する学校と実施しない学校があったが、進路指導は適切にできたか。



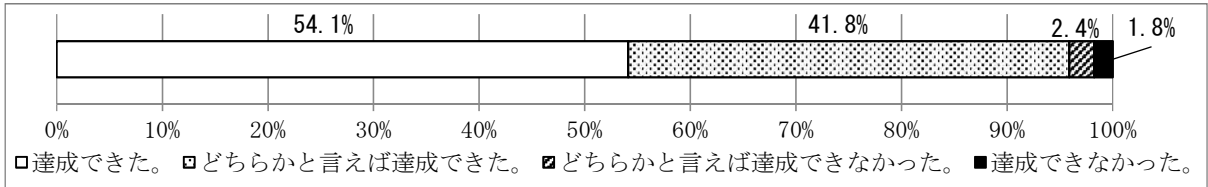
<主な意見>

- 集団討論を実施する学校を志望する生徒を対象に集団討論の練習を行った。
- 全校体制で、様々な教員が面接官となり、多様な視点で個人面接や集団討論の練習に取り組んだ。
- 面接練習の実施をするだけでなく、周囲の人の考えを考慮して意見を発表する場を設けた。

イ 高等学校長対象アンケート（令和6年3月実施）調査結果（調査対象：220課程）

都立高等学校長に対するアンケート調査結果については、以下のとおりである。

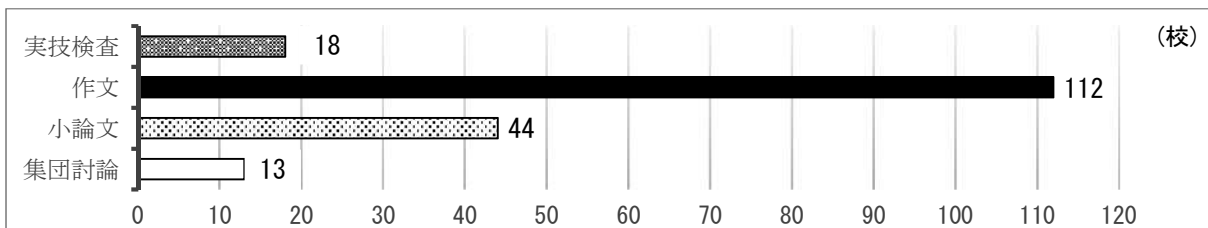
(ア) 令和6年度入学者選抜において、推薦選抜（一般推薦）の目的を達成することはできたか。



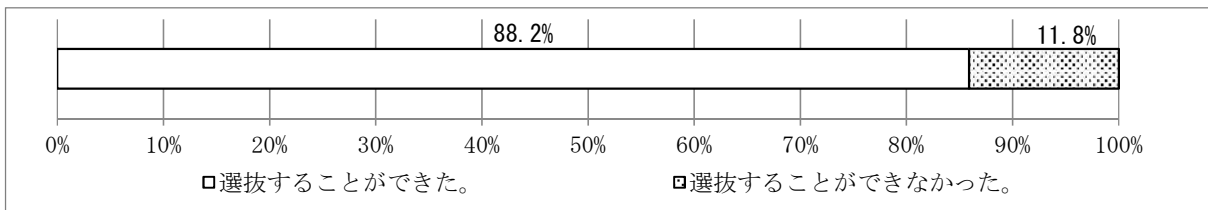
<主な意見>

- 本校の教育の特色と関連付けて、入学後の生活や学習への取組を計画できる生徒の選抜を行うことができた。
- 本校の教育理念や校風、特色を理解し、明確な志望理由をもち、学習意欲が高い生徒を選抜することができた。
- 相手の考えを的確に捉え人間関係を構築するためのコミュニケーション能力など、これからの社会にあって生徒たちに必要となる力を評価し、選抜することができた。

(イ) 一般推薦では、個人面接の他、どの検査を実施したか。（全て選択）



(ウ) 集団討論を実施したことで、求める生徒を選抜することができたか。（集団討論実施校のみ回答）



<主な意見>

- 単にコロナ禍以前に戻すのではなく、選抜の精度を上げるために検査問題や採点の観点に工夫を加えて、受検者をより丁寧に評価できるようにした。
- 入学後、キャリア教育の観点からプレゼンテーション能力が求められる。本校の期待する生徒の姿から、そのことを意識して挑戦した生徒もおり、求める生徒を選抜することができた。
- 集団討論を実施する際、受検者の実態から教員のサポートが必要となる場面があり、そのサポートに多くの時間を要したため、求める生徒を選抜することはできたが、運営面で課題が残った。

(エ) 受検者のコミュニケーション能力、思考力・判断力・表現力、積極性及び協調性、バランス感覚や傾聴力などを評価するに当たり、どのような工夫をしたか。(集団討論を実施していない学校が回答)

<個人面接で行った工夫>

- 質問内容については、中学校生活にあつて、学級及び学級外で社会との関わり合い方や意見の異なる他者との関わり合い方、困難な場面に直面した時にどのように対処するのかについて質問項目等を設定した。また、高校生活にあつては、部活動等でリーダーシップを発揮しながら各部活動等をけん引していくことが可能であるかどうか等、他者をけん引し、協働してチームを作る力についての質問項目を設定した。
- 質問に対する回答の理由や根拠を聞く、具体例を聞く、過去の経験や将来の構想を質問する、ある場面を仮定した質問を行うなど、実際に質問の仕方を工夫することで、実際に行った場面のコミュニケーションの取り方やそのときの考え方などを評価できるようにした。

<作文・小論文で行った工夫>

- 作文において、学校生活における場面を想定した質問を設定し、コミュニケーション能力や思考力・判断力・表現力を評価できるようにした。
- 小論文において、複数の人物による会話文という出題形式や、グラフ等を読み解きながら筆者の意見やグラフの意図を記述させる出題形式により、コミュニケーション能力や筆者の考えを理解する思考力、その内容を書き表す表現力を評価した。また、400字の記述問題で、自らの知識や経験を踏まえて、記述させる内容の設問を用意することで、思考力・判断力・表現力の他に、積極性及び協調性、バランス感覚を評価する工夫を行った。

審議の過程で、高等学校からは「推薦選抜においては多様な観点で評価することが大事だと考え、本校は集団討論を実施した。結果として、学校が入学を期待する生徒を選抜することができたと考え。また、集団討論を実施しない学校は小論文・作文等で何を評価するかをより明確に示していく必要がある。全体としては、適正な倍率で本校を第一志望とする生徒を選抜することができた。」という意見や「本校は集団討論を実施していない。必要と判断した学校が実施するという決定は評価できる。コロナ禍で集団討論を行わない年が続いたが、個人面接の質問項目を工夫してコミュニケーション能力を評価するなど自校の期待する生徒を選抜することができている。」という意見があった。

中学校からは「送り出す側からすると、ペーパーテストやコミュニケーション能力など様々な力を持ち、発揮することができる生徒がいる中で、面接や集団討論など、複数の観点から評価される推薦選抜があるのはよいことである。」という意見や「学校によって集団討論の有無が生じるが、集団討



論や個人面接ではどのような観点で何を評価するのか事前に明らかにされれば、受検者も高等学校側のねらいを理解しやすい。集団討論を実施するかしないかは、それぞれの高等学校で決めていただければよい。」という意見があった。

区市教育委員会からは「中学校は目的に応じた進路指導ができていないか、小手先の対策に注力されていないかという課題も改めて見つめ直していく必要がある。」という意見があった。

有識者からは「推薦選抜では、各高等学校が求める生徒像を明確にし、それに即した多様な方法を考えた上で実施し選考を行うことが重要ではないか。」という意見があった。

#### ウ 今後の取組の方向性

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、令和6年度選抜では各高校が期待する生徒を選抜するために必要と判断した学校で集団討論を実施したが、集団討論を実施しなかった学校においても個人面接や小論文・作文の内容を工夫することで適切な選抜が可能であった。そのため、令和7年度入学者選抜も同様の対応を継続し、実施の有無は各高校において判断する方向で進める。

## (2) 文化・スポーツ等特別推薦

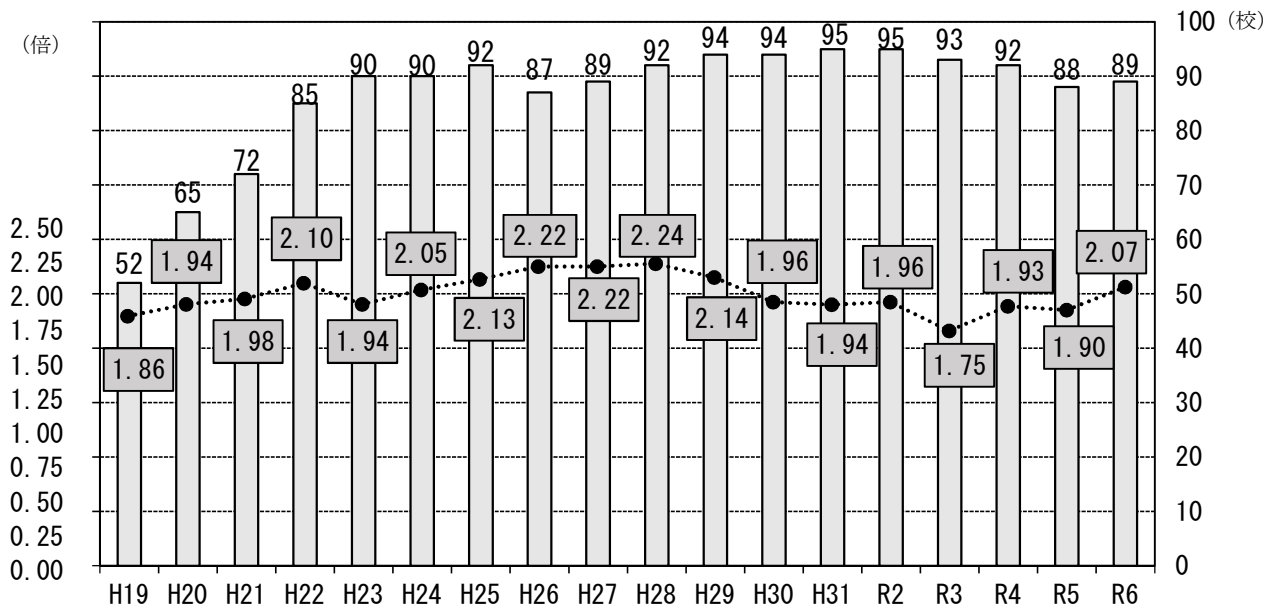
文化・スポーツ等特別推薦（以下「特別推薦」という。）は、卓越した能力をもつ生徒の個性を一層伸ばさせ、併せて各高等学校の個性化と特色化を推進するため、推薦選抜において、平成16年度入学者選抜から導入した。また、平成24年度入学者選抜からは、応募資格として中学校長の推薦を必要とするよう取扱いを一部改定した。

特別推薦の検査内容としては、個人面接又は集団面接及び実技検査であるが、令和3年度入学者選抜から令和5年度入学者選抜までは新型コロナウイルス感染症対応のため、接触を伴う実技検査を避け、出願に際しては「実績等を証明する書類等の写し」の提出を求めないこととした。その後、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行したことを受け、令和6年度入学者選抜においては、接触を伴う実技検査の実施を可能とした。提出書類に関しては、コロナ禍において学校生活を送った受検者の実情に鑑み、引き続き出願の基準に大会の実績や、資格・検定試験等の成績に関わる内容を含めず、「実績等を証明する書類等の写し」の提出も求めない対応を継続した。

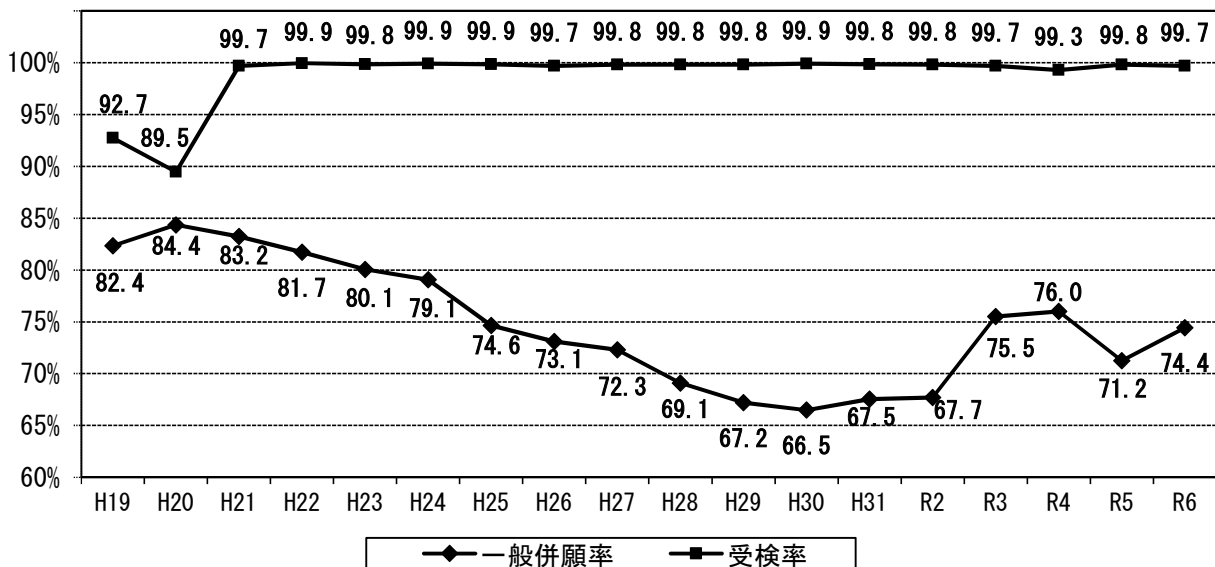
本委員会において、特別推薦の成果と課題、前述のとおり令和3年度から引き続き「実績等を証明する書類等の写し」の提出を求めなかったことや、今後の入学者選抜での「実績等を証明する書類等の写し」の取扱い等も含め、学校の個性化、教育活動の活性化につながっているかについて検証・検討を行った。

ア 文化・スポーツ等特別推薦における実施校数及び応募倍率の推移等

(ア) 実施校数及び応募倍率の推移



(イ) 一般併願率及び受検率の推移

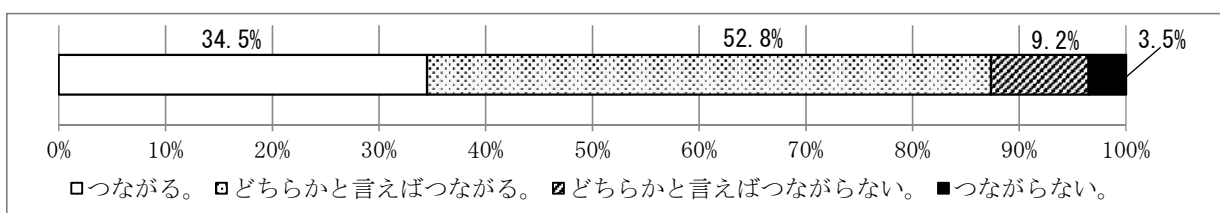


イ 高等学校長対象のアンケート調査結果

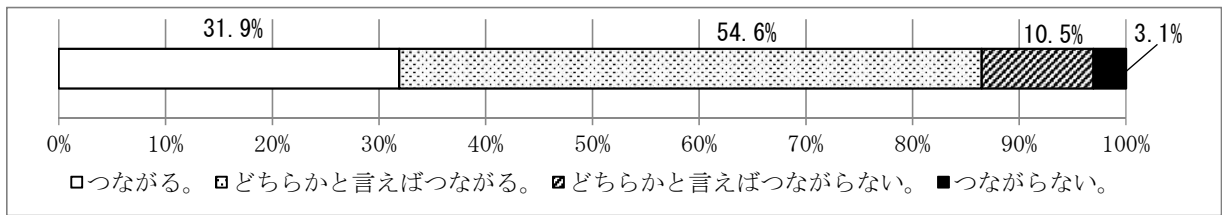
((ア)~(エ)、(ク)、(ケ) : 全都立高等学校 220 課程、(カ)~(キ) : 実施校 89 校)

都立高等学校長に対するアンケート調査結果については、以下のとおりである。

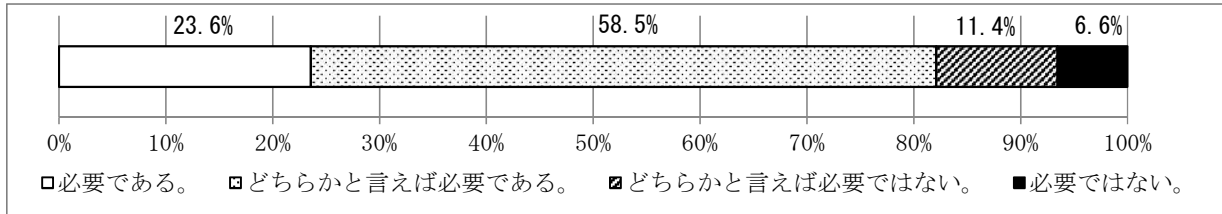
(ア) 特別推薦は、学校の個性化・特色化につながるか。



(イ) 特別推薦は、学校の教育活動の活性化につながるか。



(ウ) 特別推薦は、卓越した能力等をもつ生徒を選抜する制度として必要か。



(エ) 高等学校長からの主な意見

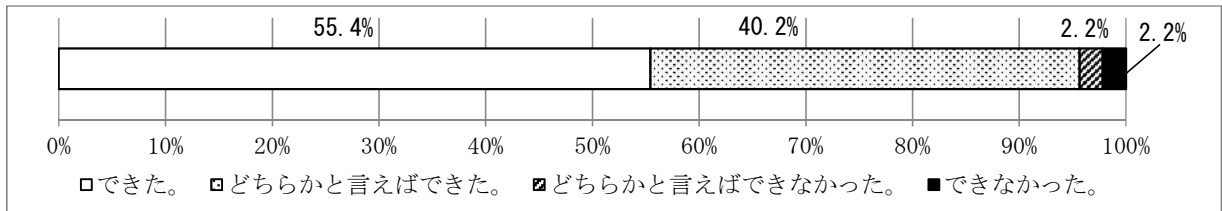
<実施による効果>

- 明確な目標をもち、向上心をもって教育活動に取り組む姿勢は、周りの生徒への刺激にもなっている。切磋琢磨できる環境となることは大きな効果である。特別推薦により入学した生徒の進路においても戦績や能力を生かした大学の進学につながっている。
- 特別推薦により入学した生徒の中には、毎年、関東大会以上の進出者が複数名いる。また、部活動内で、他の生徒のモチベーションに影響している。こうした生徒の状況から、中学生の学校見学、説明会参加の理由には「部活動が盛んである」というものが多かった。
- 本校では、美術の授業（講座数、授業内容、教員数）に特色があり、美術の種目で特別推薦を行うことで高等学校入学後の進路が明確になり、他の生徒にも良い影響を与えている。
- 高等学校入学への明確な目標と高い意識をもつ者が入学してくるので、学校の特色を伸ばすことができている。特別推薦があることで、多様な都立高等学校の中から希望する学校を選択することができており倍率の高さにもつながっていると考えます。

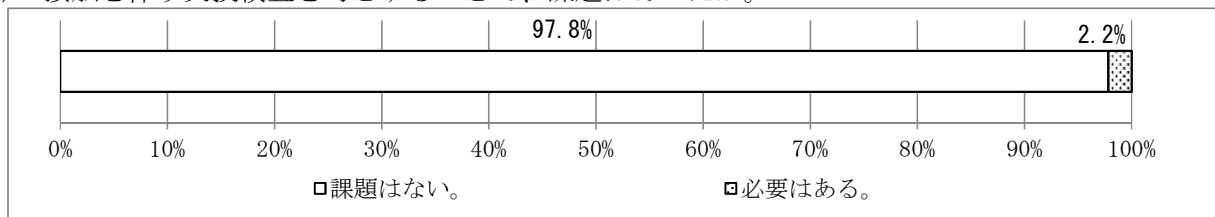
<課題>

- 都立高等学校において、同種目の特別推薦を行う学校数が多いことから、有力選手が分散し、結果が伴わない状況であると考えます。
- 中学生が特別推薦を、合格するための一つの方法としか考えていない場合、入学後に当該部活動に入っても辞めてしまうことがあり、その際の指導は難しい。

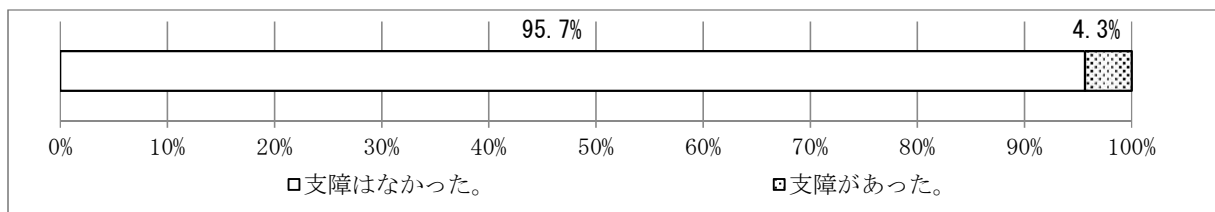
(オ) 令和6年度入学者選抜において、受検者同士の接触を伴う実技検査を可としたことで、より適切に生徒を選抜することができたか。



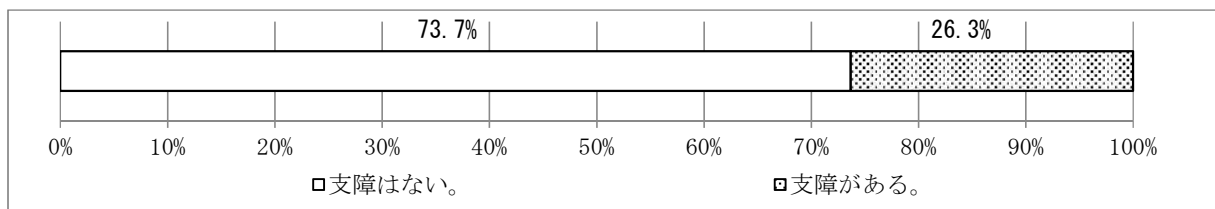
(カ) 接触を伴う実技検査を可とすることで、課題はあったか。



(キ) 文化・スポーツ等特別推薦において、「実績等を証明する書類等の写し」の提出を求めなかったことは、選考を行う上で支障があったか。



(ク) 文化・スポーツ等特別推薦において、今後も「実績等を証明する書類等の写し」の提出を求めないこととした場合、選考に支障はあるか。



(ケ) 高等学校長からの主な意見

<支障はないとする意見>

- 実技検査や面接を実施しているので、選考する上で特に支障はない。
- 書類による実績よりも、実際に実技検査を実施する方が実力を把握する上で有効である。
- 実績等を証明する書類は公的なものではないので、検査に用いるべきではない。様々な大会を同一の基準で公平に比較することは不可能である。

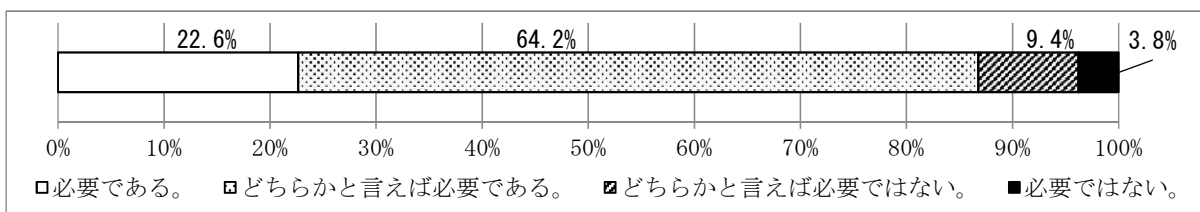
<支障があるとする意見>

- 検査日の体調によっては本人の能力が発揮できない可能性が考えられるので、生徒の能力をみるためにはあった方がよい。
- 本校の特色に照らした活動を行ってきたことを応募条件としてきたが、面接等で話を聞くと、その活動水準に達していると判断できないものが多々あった。対外的な経験を問う上では課題がある。

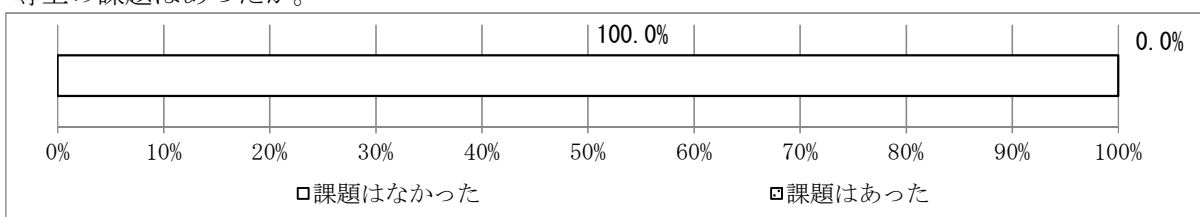
ウ 中学校長対象のアンケート調査結果（調査対象：53校）

中学校長に対するアンケート調査結果については、以下のとおりである。

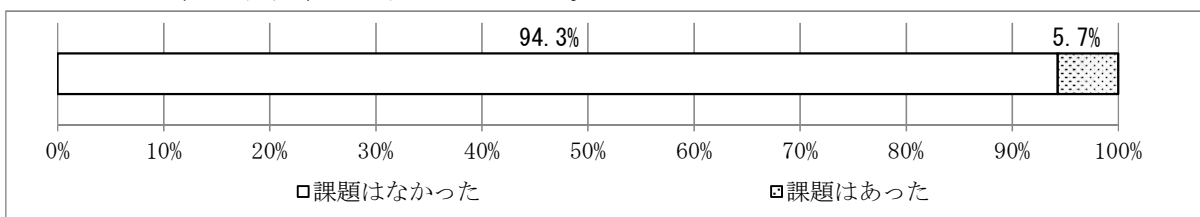
(ア) 特別推薦は、卓越した能力をもつ受検者の力を評価し選抜する制度として必要か。



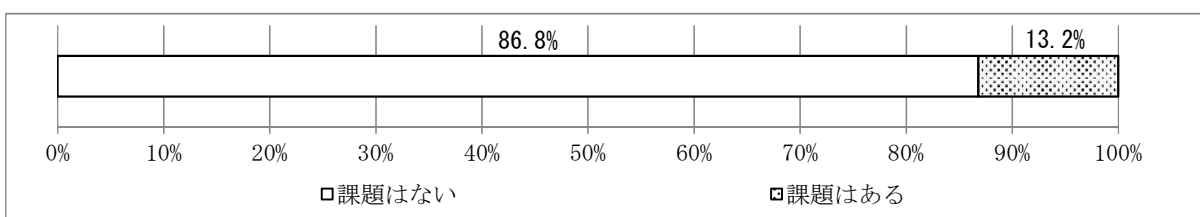
(イ) 令和6年度入学者選抜において、受検者同士の接触を伴う実技検査を可とすることで、進路指導上の課題はあったか。



(ウ) 文化・スポーツ等特別推薦において、「実績等を証明する書類等の写し」の提出を求めなかったことについて、進路指導上の課題はあったか。



(エ) 文化・スポーツ等特別推薦において、今後も「実績等を証明する書類等の写し」の提出を求めないこととした場合、進路指導上の課題はあると思うか。



<主な意見>

- 中学校で活動していく中で具体的な目標をもつことができるため、特別推薦は学校選びをする上では重要な要素の一つである。
- 卓越した能力のある生徒を発掘し力を伸ばす機会を、都立高等学校でも引き続き実施していく必要がある。
- 特別推薦は該当生徒のこれまでのスポーツ等における取組の成果が評価される貴重な機会である。
- 単に受検機会の一つと捉えて特別推薦を受検する生徒がいる。
- 特別推薦に応募する生徒は中学校長が推薦するが、中学校では確認しきれない内容もあり、実績等を証明する書類がないと、本当に推薦に値するのか判断が難しいこともある。

審議の過程で、高等学校からは「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行した後の入学者選抜として、面接に加え、身体接触を伴う実技検査が可能となり、実技検査による評価をしやすくなった。実績等を証明する書類に関しては、選抜に関係はないので不要だと考える。一方で、当日の検査で受検者が力を十分に発揮できるのかという心配もある。」という意見や「特別推薦において、種目に対する興味・関心の高さや専門性を評価したいため実施しているが、学校としては準備にかかる時間や評価の難しさがある。一方で、自校の特徴を生かした種目に力を入れて行うという学校としてのメッセージを外部に発信する意味でも特別推薦を継続していきたい。」、「特別推薦で入学した生徒は、当該種目だけを行うわけではなく、奉仕活動などを行い、学校全体を盛り上げる役割もある。特別推薦の合格者が活躍する部活動の実績や活動を地域に知ってもらうことで、特別推薦が輝いていくと考える。」、「特別推薦は、学校に合った生徒を選抜できる意義深い制度である。一方、募集人員は、一般推薦の募集人員の内数であるため、実施種目が増えるなど、募集人員が増加すると、相対的に一般推薦の合格者の枠が少なくなってしまう。特別推薦の募集規模は、永続的に拡大させるのではなく、都全体のバランスを考えて進めていく必要がある。」という意見があった。

中学校からは「選抜の方法としては定着してきている。特別推薦が高等学校として必要であるという意見が多いので続けてほしい。実績等を証明する書類については、選抜を行う高等学校の方が「実績等を証明する書類はなくても選抜する上で支障がない。」という意見の割合が多いので、なくてもよいのではないかと。当該書類がなくてもよいのであれば、中学校としてもありがたい。」という意見や「今後、中学校における部活動の地域移行が進んでいくと、人物推薦をすることはできるが、実績については推薦することが難しくなる可能性がある。社会の変化にどう対応していくのか、今後考えなければいけない。」という意見があった。

区市教育委員会からは「様々な学校がある中で、都立高等学校を選ぶ理由は、その学校に魅力があるかどうかである。各高等学校は、強化していきたいスポーツ、特色を出したい種目を中学生に積極的にアナウンスしていくことが求められる。」という意見があった。

また、有識者からは「都立高等学校を取り巻く状況は、本制度が導入された当時から大きく変化しているのではないかと考える。特に部活動の地域連携・地域移行に関する近年の議論の動向を踏まえ、本制度の在り方を検討する必要がある。」という意見があった。

## エ 今後の取組の方向性

特別推薦は、都立高等学校の個性化、教育活動の活性化に寄与している。都立高等学校長は全都的な視点をもって特別推薦の実施を計画し、卓越した能力をもつ生徒の個性を一層伸長させるよう努めることが求められる。各高等学校においては、特別推薦を実施する意義や必要性を踏まえて検査内容及び実施種目を検討し、必要に応じて改善を図りながら選抜を実施していくことが望ましい。

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行以前に中学校生活を送った受検者の実情に鑑み、令和6年度入学者選抜までは「実績等を証明する書類等の写し」の提出を求めない対応を行っていたが、特別推薦においては、中学校長が、各高校が示す推薦の基準を踏まえて推薦する生徒を決定していること、また、高校は「実績等を証明する書類等の写し」の提出がなくても、面接や実技検査により、期待する生徒を選抜することができていることから、令和7年度入学者選抜でも「実績等を証明する書類等の写し」の提出を求めない方向で進める。

一方で、部活動の地域連携・地域移行等の部活動に関する近年の議論の動向を踏まえ、本制度の在り方を今後も検討していく必要がある。

### (3) 追検査

平成30年度入学者選抜から、第一次募集において、インフルエンザ等に罹患した者、学校保健安全法第19条により中学校長が出席停止の措置を行うなど、第一次募集で出願した都立高等学校を受検することができなかった者に対して、志願した都立高等学校の受検機会を確保するため、「インフルエンザ等学校感染症罹患等に対する追検査」を実施することとした。令和3年度入学者選抜から令和5年度入学者選抜までは、新型コロナウイルス感染症等に対応するため、追検査を受検できなかった者に対して「追々検査」を実施した。令和6年度入学者選抜では、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の扱いが5類に移行したことに伴い、「追々検査」は実施せず、「追検査」のみ継続して実施した。

なお、令和6年度入学者選抜では、国の動向を受けて感染症だけではなく月経随伴症状等、本人の責めによらないものも追検査の対象とした。

本委員会では、追検査の措置申請書の受付や入学願書の受付、検査当日の運営や措置等について実施上の成果と課題について検証・検討を行った。

#### ア 追検査・追々検査の実施状況について

##### (ア) 追検査実施状況

###### ① 全日制

	令和2年度 選抜	令和3年度 選抜	令和4年度 選抜	令和5年度 選抜	令和6年度 選抜
実施校数	4	13	90	40	49
申請者数	4	14	142	52	64
募集人員	4	13	125	49	53
受検人員	4	13	139	50	59
合格人員	4	13	116	46	41

###### ② 定時制

	令和2年度 選抜	令和3年度 選抜	令和4年度 選抜	令和5年度 選抜	令和6年度 選抜
実施校数	0	2	10	8	6
申請者数	0	2	22	12	9
募集人員	0	2	19	11	7
受検人員	0	1	19	11	8
合格人員	0	1	12	6	5

##### (イ) 追々検査実施状況

###### ① 全日制

	令和2年度 選抜	令和3年度 選抜	令和4年度 選抜	令和5年度 選抜	令和6年度 選抜
実施校数	—	0	1	0	実施なし
申請人員	—	0	1	0	
募集者数	—	0	1	0	
受検人員	—	0	1	0	
合格人員	—	0	1	0	

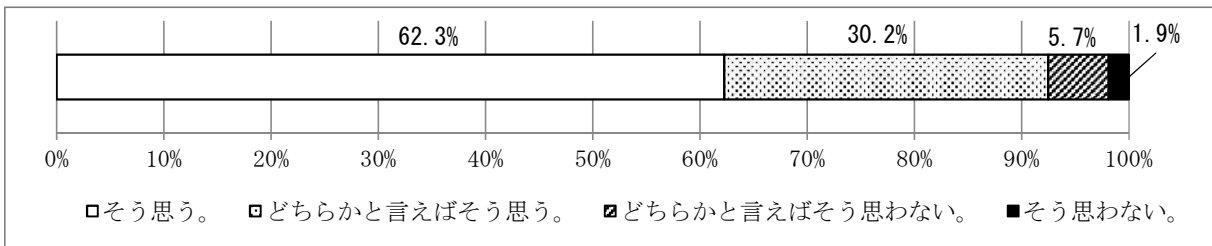
② 定時制

	令和2年度 選抜	令和3年度 選抜	令和4年度 選抜	令和5年度 選抜	令和6年度 選抜
実施校数	—	0	0	0	実施なし
申請人員	—	0	0	0	
募集者数	—	0	0	0	
受検人員	—	0	0	0	
合格人員	—	0	0	0	

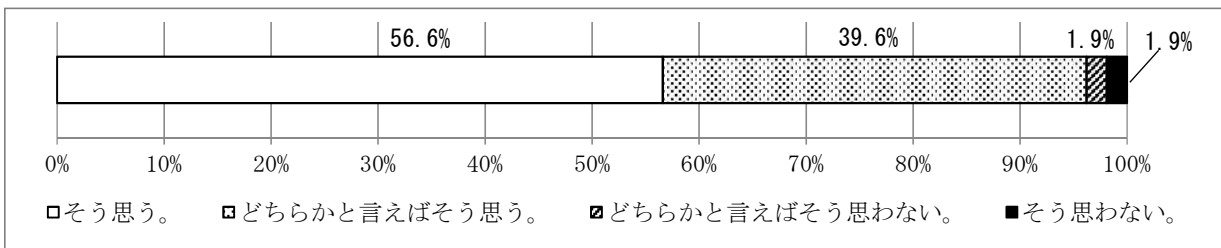
イ 中学校長対象アンケート（令和6年3月実施）調査結果（調査対象：53校）

都内公立中学校長に対するアンケート調査結果については、以下のとおりである。

(ア) 追検査の実施については、受検者の受検機会を確保する上で有効だと思うか。



(イ) 追検査を受検した者のうち、各都立高等学校長が定めた基準に達していると認められた者の中から追検査の合格候補者を決定する制度は適切だったか。

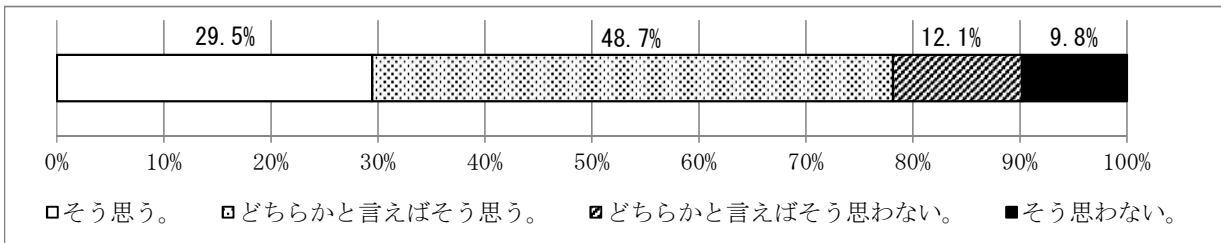


<課題>

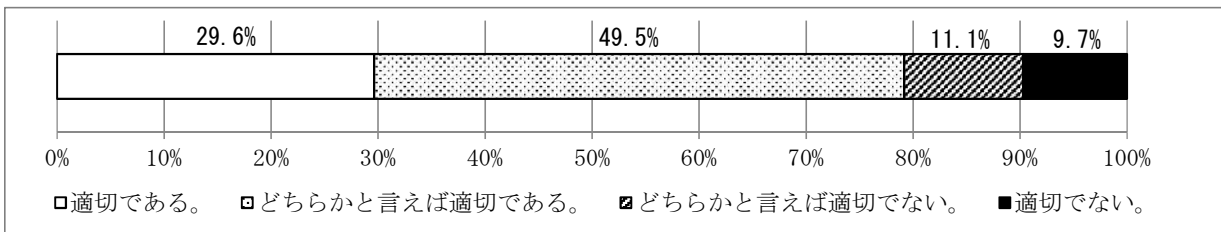
- 検査日当日までの体調管理を含めて受検であるとする。
- 追検査の募集人員が少なく、非常に難しい検査となっている。

ウ 高等学校長対象のアンケート調査結果（調査対象：220課程）

(ア) 追検査の実施は、受検者の受検機会を確保する上で有効だと思うか。



(イ) 追検査を受検した者のうち、各都立高等学校長が定めた基準に達していると認められた者の中から追検査の合格候補者を決定する制度は適切だったか。





<課題>

- 第一次募集でやむを得ず欠席し追検査の申請があったが、当日追検査を欠席する者がおり、結果として第三次募集を実施した学校があった。

審議の過程で、中学校からは「追検査は、『本人の責めによらず、やむを得ない入院等で受検できなかった者』への受検機会の確保という公教育の真髄の一つであるため、継続をお願いしたい。」という意見があった。

高等学校からは「追検査の趣旨には賛同しており、大きな課題はないと認識している。一方で、3教科の学力検査と面接では、得点になかなか差がつきにくいことや、第一次募集の学力検査の実施教科は5教科であるのに対して、追検査は3教科であるため、検査内容については各高等学校で面接内容の工夫等が必要である。」という意見や「追検査の申請をしたが、受検をしなかった生徒がいたと聞いている。そのため、欠員が生じてしまい第三次募集を行った学校があった。受検者は、申請をした場合には必ず受検をしてほしい。」「追検査申請者分の人数を確保しているため、追検査を申請した受検者が辞退する場合は、その旨受検する予定であった学校へ連絡がほしい。」という意見があった。

区市教育委員会からは「追検査に係る作業が滞ったという報告は受けていない。受検機会の確保という意味で適切に実施されたという認識である。」という意見があった。

保護者からは「受検機会の確保という意味で引き続きお願いしたい。」という意見があった。

また、有識者からは「アンケート結果にある『受検機会を確保する上での有効性』について、「どちらかと言えばそう思わない」「そう思わない」とした否定的な回答の理由を把握し、必要であれば対応する必要がある。」という意見があった。

## エ 今後の取組の方向性

第一次募集の検査日当日に、新型コロナウイルス感染症を含むインフルエンザ等学校感染症に罹患した者、学校保健安全法第19条により中学校長が出席停止の措置を行った者、月経随伴症状の者や痴漢被害者、やむを得ない入院等で受検できなかった者等に受検機会を確保する目的で実施する「追検査」については、令和7年度入学者選抜も継続して実施する方向で進める。一方で、追検査の申請をしたが受検をしなかった者がいたことで第三次募集を実施した学校があったことから、申請した後に何らかの事情で追検査を受検しないこととなった場合は、申請した高等学校に速やかに連絡をするよう理解を求める方向で進める。

また、「追々検査」については、令和6年度入学者選抜に引き続き、令和7年度入学者選抜では原則行わない方向で進める。

## 2 その他の制度

### (1) インターネットを活用した出願及び合否照会

志願者の利便性向上、コロナ禍における「3密」を回避した志願者の安全確保、受付事務の負担解消を目的として、令和3年度入学者選抜では立川高等学校で、令和4年度入学者選抜では20校の都立高等学校で、それぞれインターネットを活用した出願を実施した。令和5年度入学者選抜では、全ての都立高等学校において、推薦に基づく選抜及び第一次募集・分割前期募集でインターネットを活用した出願を実施した。令和6年度入学者選抜では、海外帰国生徒対象の選抜にも導入した。

なお、在京外国人生徒対象の選抜については、多様な言語で書かれた書類に基づいて、志願者の応募資格を判断する必要があることから、インターネットを活用した出願は導入せず、従来どおりの出願方法を継続した。

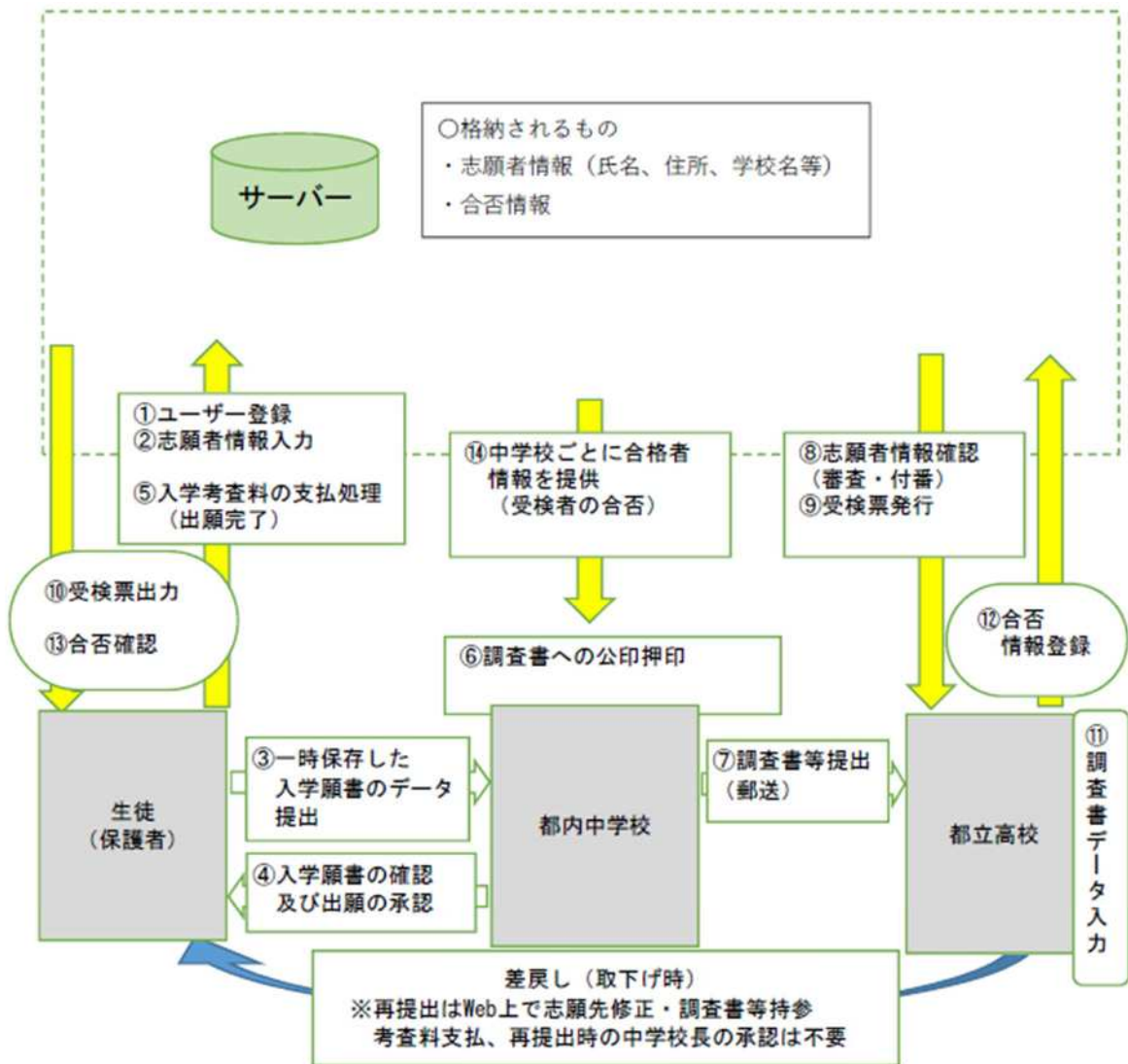
また、入学者選抜の合格発表においては、令和5年度入学者選抜から導入したインターネットを活用して個別に照会できる「合否照会サイト」を、令和6年度入学者選抜からは令和6年3月までに実施する全ての選抜で導入し受検者の利便性を高めた。

本委員会では、海外帰国生徒対象の選抜にも拡大したインターネットを活用した出願及び合否照会における実施上の成果と課題について検討を行った。

#### ア 令和6年度入学者選抜における各選抜の出願方法（令和6年3月までに実施する選抜）

インターネットを活用した出願を実施した選抜	インターネットを活用した出願を実施していない選抜
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 推薦に基づく選抜</li><li>○ 第一次募集・分割前期募集</li><li>○ 海外帰国生徒対象</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 国際バカロレアコース</li><li>○ 在京外国人生徒対象（4月入学生）</li><li>○ 引揚生徒対象</li><li>○ 分割後期募集・第二次募集</li><li>○ インフルエンザ等学校感染症罹患者等に対する追検査</li><li>○ 定時制第二次募集</li></ul>

イ 令和6年度入学者選抜において実施したインターネットを活用した出願及び合否照会のイメージ図

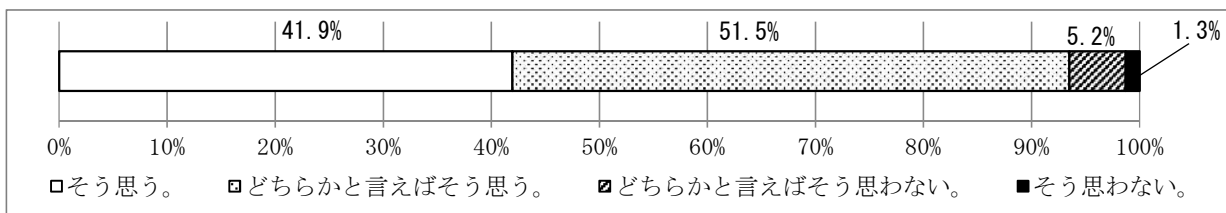


- ◆令和6年度入学者選抜におけるインターネット出願に係るホームページ情報公開スケジュール
- ・マニュアル等…12月6日（水）
  - ・出願サイト（選抜入力期間開始日）…12月20日（水）

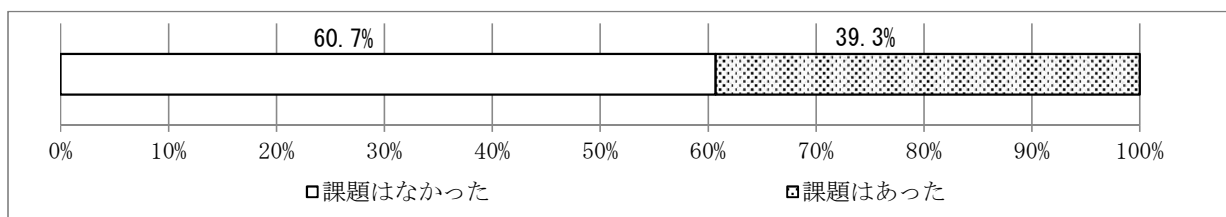
ウ 高等学校長及び中学校長対象のアンケート調査結果（出願について）

都立高等学校長に対するアンケート調査結果については、以下のとおりである。

(ア) インターネットを活用した出願によって、志願者の利便性は向上しているか。



(イ) インターネット出願の導入に当たり、課題はあるか。



<課題>

（入力の欄及び内容誤りに関する課題）

- 氏名のフリガナの欄に漢字が入力されている誤りが複数あり、修正依頼が多く生じた。
- 志願者が入力する氏名に誤りがあり、入学願書と調査書の氏名が異なっていた。正しい氏名を確認するために、中学校に連絡することが必要となった。

（志願者の氏名に関する課題）

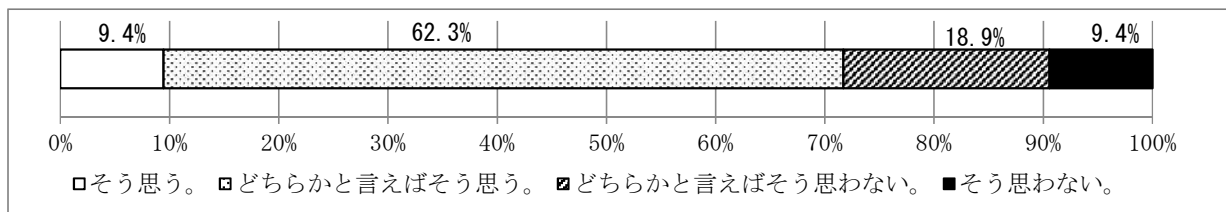
- 外字（常用漢字に含まれないもの）の登録ができるとうい。自分の氏名の漢字が外字に該当するか分からない志願者がいた場合、入力する際に混乱してしまう可能性がある。
- 志願者が本名入力欄を見落としたためだと考えるが、通称名を使用している志願者が本名入力欄への入力をしていなかった。出願サイトに入力されている氏名と調査書の氏名が異なっており、本人確認に時間を要した。

（納付書画像アップロードの誤り）

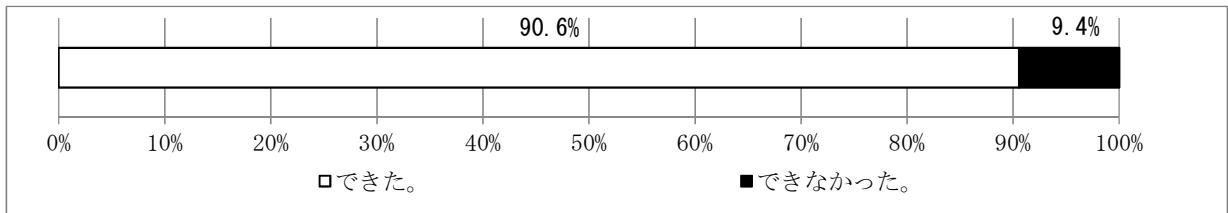
- 納付書の画像をアップロードしなければならないのに、別の画像をアップロードした志願者が一定数いた。アップロードを正しく行ったかを確認する機能があるとよい。
- 納付書の画像のアップロードが中学校の承認後の作業であるため、アップロードを忘れていた志願者が複数いた。画像がアップロードされていないと登録できないような仕様が望ましい。

また、中学校長に対するアンケート調査結果については、以下のとおりである。

(ア) インターネットを活用した出願について、志願者の利便性は向上しているか。



(イ) 承認の手続きは適切にできたか。



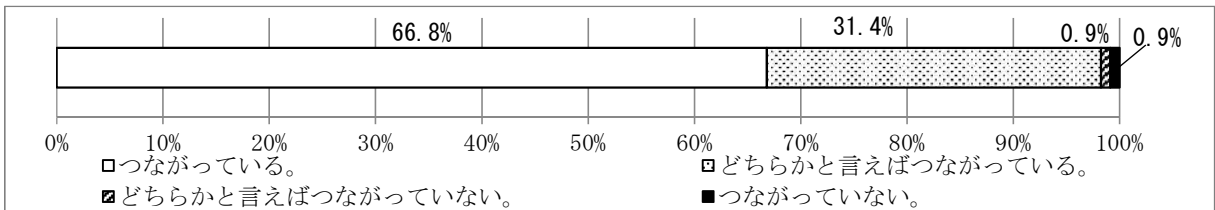
<主な意見>

- 自校の生徒の出願状況を一覧で確認できないため、生徒の入力の誤りについて確認しづらい。効率的に確認するために一覧で見られるような設定ができるとよい。
- 志願者が入力する「出身中学校」欄において、「その他」を選んで学校名を入れると、中学校長の承認なしで先へ進めてしまう状況であり、改善する必要がある。

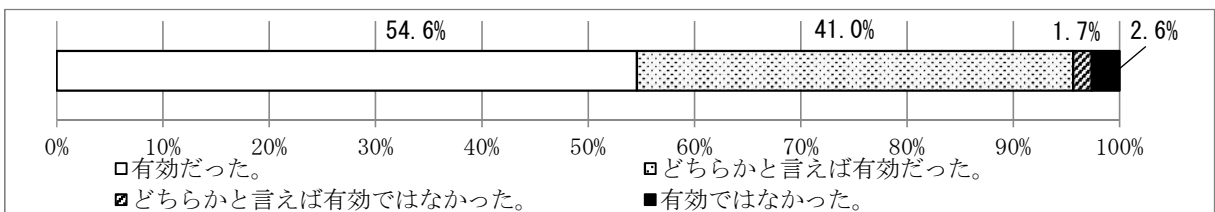
エ 高等学校長及び中学校長対象のアンケート調査結果（その他）

都立高等学校長に対するアンケート調査結果については、以下のとおりである。

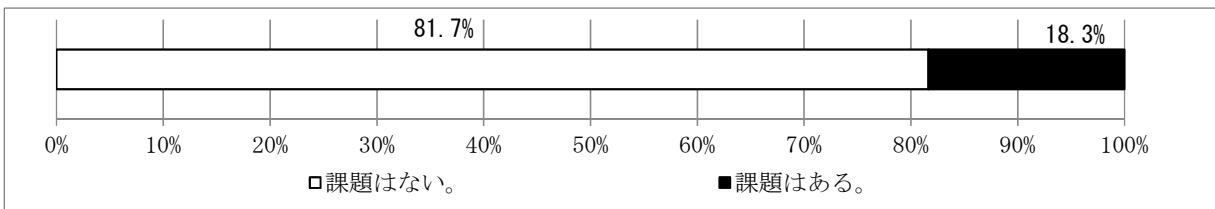
(ア) 個別の合否照会は、志願者の利便性の向上につながっているか。



(イ) 分割後期募集・第二次募集などのインターネット出願でない選抜でも、インターネットを活用した合否照会を実施したことは、志願者の利便性の向上に有効だったか。



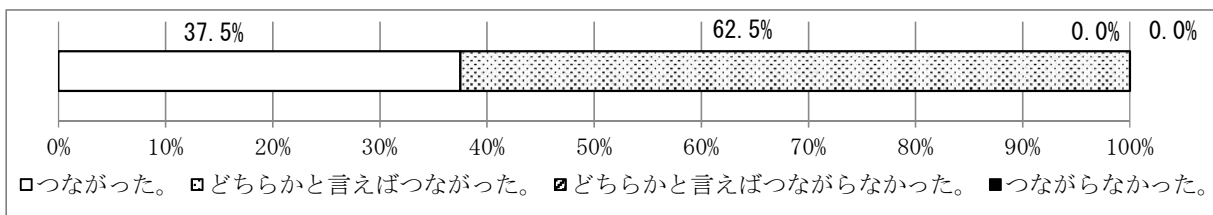
(ウ) インターネット出願を実施する選抜において、やむを得ない理由により紙の入学願書で出願を受け付けることに課題はあるか。



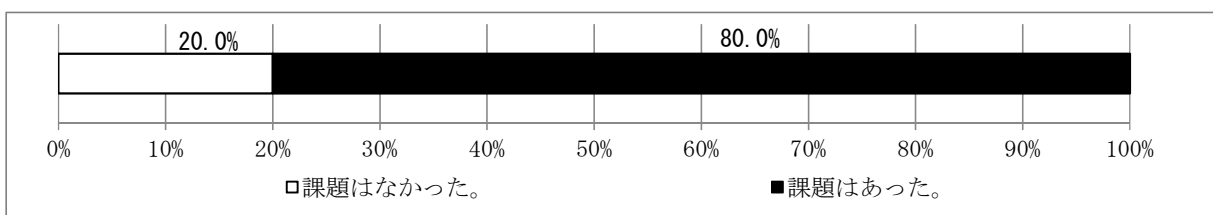
<課題>

- インターネット環境が整わない場合など、やむを得ない理由があるならば、紙の入学願書による出願は仕方がないことだと考える。
- 紙の入学願書による出願者のデータを学校が入力することになり、インターネットを活用して入力されたデータと誤りがないように慎重に取り扱わなくてはならない。将来的にインターネットを活用した出願に統一されることが望ましい。

(エ) 海外帰国生徒対象の選抜におけるインターネット出願は、志願者の利便性の向上につながったか。(調査対象：海外帰国生徒対象の選抜実施校4校)



(オ) 海外帰国生徒対象の選抜におけるインターネット出願の導入に当たり、課題はあったか。(調査対象：海外帰国生徒対象の選抜実施校4校)

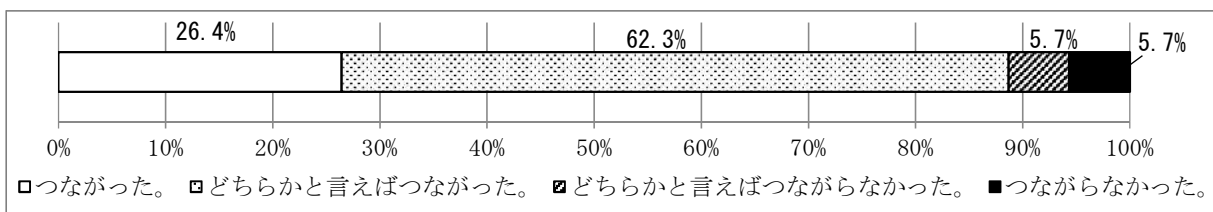


<課題>

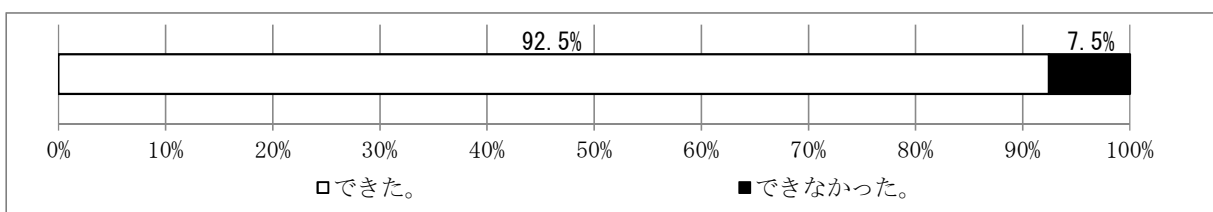
- 出願から検査までの期間が限られていることから、審査書類の不備について、訂正を求める期間が短かった。また、事前の問合せや相談がなく出願した事例があった。事前に十分確認する機会を設定する必要がある。
- 出願の際に、連絡や確認に時間を要した。書類を直接窓口で受け付けていた時は、志願者や保護者、同行者（通訳）にその場で不備やその訂正方法について伝えることができたが、それができなかった。提出書類を確実に確認できるようにする必要がある。

また、中学校長に対するアンケート調査結果については、以下のとおりである。

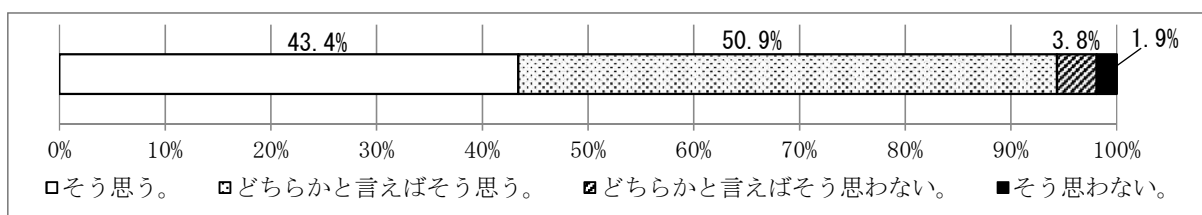
(ア) 海外帰国生徒対象の選抜におけるインターネット出願は、志願者の利便性の向上につながったか。



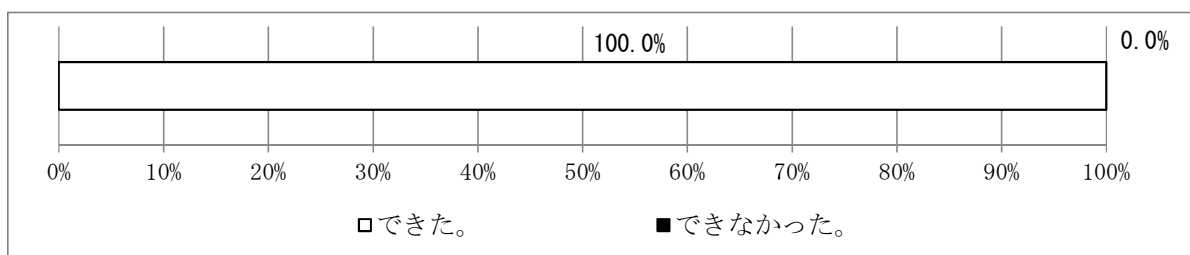
(イ) インターネット出願を行った選抜において、合否照会サイトで個別の合否照会を行ったが、志願者本人及び中学校の先生方による合否の確認は適切にできたか。



(ウ) 分割後期募集・第二次募集などのインターネット出願を行わない選抜においても、合否照会サイトでの個別の合否照会を行ったことは、志願者本人及び中学校の先生方による合否確認の利便性を向上させたか。



(エ) インターネット出願を実施する選抜において、やむを得ない理由により紙の入学願書で出願をする志願者の出願は適切にできたか。



審議の過程で、中学校からは「全校導入の2年目となり、概ねスムーズに行うことができた。」という意見や「保護者が出願サイトにアクセスする際、端末によって表示できる漢字の範囲が異なることで、高等学校側に提出される氏名と、中学校が作成した調査書の氏名との不一致が起きてしまった。外字入力の仕方等について、改善することが望ましい。」、「外国籍の生徒や日本語が十分理解できていない生徒の中には、本人以上に保護者が日本語を理解できないというケースがある。入力画面の日本語が理解できず、学校に相談に来る場合が多い。入力についての説明資料は多言語化の対応をしてほしいという要望がある。」という意見があった。

高等学校からは「インターネットを活用した出願や合否照会は導入当初に比べて非常に改善され便利になった。」という意見や「教育委員会は、『毎年やっていることだから分かっているだろう。』と考えずに、毎年初めての人が作業を行うという前提で、パンフレットやマニュアル等により丁寧な説明を継続してほしい。」、「納付書は現状では支払い済みの払込票の画像をアップロードしなければならないが、将来的には全てがインターネット上で完結できるようにしていただきたい。」という意見があった。

区市教育委員会からは「インターネットによる出願等に関する各学校からの問合せはなかった。基本的に現行で問題はないと考える。」という意見があった。

保護者からは「中学3年生の保護者にとっては初めて行くことでもあると思うので、説明内容を確認して出願に臨めればよいと思う。」という意見があった。

また、有識者からは「全校に導入して2年目になるとはいえ、インターネットによる出願は多くの中学3年生や保護者にとっては初めてのことであり、可能な限り丁寧な対応が必要だと考える。例えばホームページに出願方法のデモンストレーション映像を公開するなどして、事前に出願体験ができるような配慮が検討できるとよいのではないか。」という意見があった。

#### オ 今後の取組の方向性

インターネットを活用した出願及び合否照会の導入に伴い、志願者及び学校の利便性は向上している。2年目の実施となり、導入当初と比べて中学校での入力や手続きなどの理解が進み、インターネットを活用した出願は定着してきている。一方で、中学校側で志願者の進捗が一覧で確認できないことや、高等学校側で氏名等の入力の誤りに対応する必要があるなど一部で課題があるため、より円滑に行えるような改善が引き続き必要である。

海外帰国生徒対象の選抜への制度拡大は志願者の利便性の向上につながったが、応募資格を確認するための書類確認については一部に課題があるため、確実な出願ができるよう工夫が必要である。

インターネットを活用した出願及び合否照会は、受検者の利便性が高いことから、インターネットを活用した出願における志願者の入力や中学校での確認方法等の改修を実施しつつ、令和7年度入学者選抜以降においても継続して実施する方向で進める。

#### (2) 入学者選抜における受検上の配慮

都立高等学校入学者選抜では、「特別措置」として、これまでも様々な事情のある受検者に個別の対応を行ってきたが、受検上の配慮がますます求められる中で、常に多様な生徒に対応した入学者選抜制度として改善を図ることが求められている。

平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、障害者への「合理的配慮の提供」が求められるようになった。令和6年4月には障害者差別解消法が改正され全ての事業者に「合理的配慮の提供」が義務化された。

学校における合理的配慮とは、障害のある児童・生徒が、学校教育を受ける上で生じる障壁をなくすために必要な変更及び調整であり、その実施に当たって過度な負担がない範囲で、特定の場面において個別に必要とされるものである。学校現場においては、一人一人の教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供が求められており、支援を必要とする児童・生徒が通常の学級で学習に参加するために必要な支援は何なのか、学校全体で考える必要がある。

近年受検上の配慮（「特別措置」）の申請件数は、増加傾向にある一方で、受検上の配慮の内容について志願者への周知が十分になされているのかという指摘がある。

本委員会では、現状の入学者選抜において実施している受検上の配慮についての課題、これまで実施してきた「特別措置」の名称を文部科学省の使用している「受検上の配慮」に変更することについて検証・検討を行った。



ア 入学者選抜における受検上の配慮に係る国の基本的な考え方

(「高等学校入学者選抜における受検上の配慮に関する参考資料」令和4年12月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課作成資料より抜粋)

3. 受検上の配慮が必要な場合の手続き

(略) これまでに実施された各都道府県教育委員会における取組を参考に、都道府県教育委員会が受検上の配慮を行うまでの手続きについて一例を示します。

① 生徒・保護者及び学校関係者への周知

適切かつ円滑な受検上の配慮の決定・提供を行うためには、都道府県教育委員会、中学校、高等学校、市町村教育委員会などの関係者が連携することが求められます。(略)

② 生徒・保護者からの申出

生徒・保護者が受検上の配慮を希望する場合の手続きは、高等学校入学者選抜に関する実施要領等に示した手続きの流れに従い進めることとなりますが、都道府県教育委員会においては、生徒・保護者及び学校関係者が共通認識を持ちながら配慮事項の決定に向けた検討を進められるよう工夫が必要です。(略)

③ 関係者による調整及び配慮事項の決定

(略) 決定に当たっては、生徒・保護者、中学校、高等学校、都道府県教育委員会が連携して合意形成を図る必要があり、そのためには、必要に応じて対話を行ったり、中学校における生徒に係る配慮の状況を確認したりすることなどが考えられます。(略)

④ 受検上の配慮の提供

配慮を実施する高等学校においては、事前に関係する教職員へ説明や打ち合わせの場を設けるなど、関係者間で事前に配慮の具体について共通理解を図ることが重要です。

円滑かつ適正に配慮を実施できるよう、事前に当日の対応についてまとめた資料を作成し関係者間で共有するとともに、事前に当日の対応者が当日と同じ環境(場所・ICT機器の設定等)でシミュレーション等を行うことも考えられます。(略)

イ 東京都立高等学校入学者選抜における受検上の配慮の事例

志願者からの申請の内容	主な障害種別	合理的配慮に基づく対応例
学力検査実施上の特別な措置	聴覚障害 視覚障害 肢体不自由等	○ 通常の検査方法では受検が困難と認められる者については、検査問題の程度を変えない範囲で、検査方法、検査時間及び検査会場について適切な措置を講ずる(問題・解答用紙の拡大、記号選択式での受検等)。 ○ 必ず高等学校教育課入学選抜担当と協議を行う。
学力検査実施上の特別な措置及び学力検査に係る情報が確実に伝わることを希望する特別な措置	聴覚障害 視覚障害 知的障害	○ 通常の検査方法では受検が困難と認められる者については、個々の障害の状況を把握し、介助者(代筆者、音読者等を含む。)の同行等の適切な措置を講ずることによって必要な情報が伝わるように配慮する。 ○ 必ず高等学校教育課入学選抜担当と協議を行う。

ウ 中学校長対象のアンケート（令和6年3月実施）調査結果（受検上の配慮の実態）

貴校における合理的配慮として、授業や定期考査で、ICTを活用した措置を講じていますか。講じている場合は具体的な措置内容を記述してください。

- 書字に課題のある生徒に板書を写すのではなく写真機能を使って記録したり、端末を用いて記述を行ったりしている。
- 定期考査実施時には、別室を用意し、生徒は持ち込みの自分用ノートパソコンを使用して解答している。
- 定期考査において、ルビを振る。
- 定期考査において、考査時間の延長をする。
- 問題文を読み上げる、問題文の代読をする。
- UDフォントを活用したり、用紙や文字の拡大をしたりする。
- 登校できない生徒、希望する生徒にはICTを活用した授業参加を可としている。

エ 高等学校長対象のアンケート（令和6年3月実施）調査結果（受検上の配慮の実態）

貴校における合理的配慮として、授業や定期考査で、ICTを活用した措置を講じていますか。講じている場合は具体的な措置内容を記述してください。

- 書字に課題のある生徒に板書を写すのではなく写真機能を使って記録したり、端末を用いて記述を行ったりしている。
- デジタル教科書などによる白黒反転機能を活用する。
- 定期考査実施時には、別室を用意し、生徒は持ち込みの自分用ノートパソコンを使用して解答している。
- 在京外国人生徒等に対する、日本語取り出し授業や通訳の授業入り込み支援
- UDフォントを活用したり、用紙や文字の拡大をしたりする。
- 不登校・出席停止・入院中などの生徒へオンライン授業を行う。

審議の過程で、中学校からは「ICT機器の持込みに関して、かつて書字障害のある生徒が、中学校の定期考査において、タブレットで解答用紙の写真を撮り、タブレットから解答を入力するという事例があった。こうした事例が今後も増えていくと考えられ、都立高等学校の入学選抜でも対応していくことが望ましい。」という意見や「校内でも教科によってはUDフォントを用いて定期考査の問題を作成している。識字が困難な生徒たちの負担が減りとても良かった。生徒たちの高等学校での学びのため、学力検査問題でも使用できるよう進めてほしい。」「『東京都立高等学校入学選抜実施要綱』や『東京都立高等学校へ入学を希望する皆さんへ』を見た上で、保護者等から中学校に相談が入る。公平性の観点から、本人及び保護者で十分に話し合った上で申請を進めていく必要がある。」という意見があった。

高等学校からは「作文の検査でパソコンの使用を認めた事例がある。自校のパソコンを用いて、受検者には実際に使う機材を事前に下見してもらい、安心できるようにした。受検者の立場で適切に措置を行うべきである。」という意見や「学校全体でUDフォントを積極的に使っていこうという方向に進みつつある。UDフォントは障害の有無に関わらず誰にとっても読みやすいので、積極的に進めてほしい。」「高等学校は、措置申請書が提出された後、どのような配慮ならば可能かなどについて

十分検討した上で、配慮する内容等について共通理解を図り、保護者や中学校に説明できるようにする必要がある。」という意見があった。

区市教育委員会からは「入学者選抜という性質上、配慮の内容によっては実施が困難な場合もあると思う。どのような配慮ならば可能であるのかを考えることが今後の課題であると思う。」という意見や「必要な生徒に対しては合理的配慮をすることが平等なのだということを皆で確認しながら対応している。資料を配布することなどにより、保護者や教員への周知は十分にできている。」という意見があった。

また、保護者からは「各検査において、生徒の状況等に応じた細かな配慮を実施してもらいたい。入学者選抜においても一人一人の生徒に寄り添って対応してもらえるのはありがたいと思う一方で、様々な配慮や対応を行ってくれている高等学校側にとって過度な負担となっていないか心配である。配慮を行った事例を検証しながら、少しでも高等学校側の負担が軽減できるよう進めてほしい。UDフォントについては障害のある生徒だけではなく誰にとっても読みやすいと思うので、積極的に使用してほしい。」「『特別措置』を『受検上の配慮』へと名称変更することについては、温かみを感じる表現でもありとてもよい対応である。」という意見があった。

#### オ 今後の取組の方向性

令和6年度入学者選抜まで用いてきた「特別措置」の名称を「受検上の配慮」と変更した上で、中学校からの申請に基づき、受検者の障害の状況や中学校での配慮の内容等を踏まえて、入学者選抜の各検査の中で引き続き配慮を実施していく。

学力検査におけるICT機器の活用については、実施上の課題を整理した上で実施できるよう引き続き検討する。UDフォントについては、早期に導入する。

また、「受検上の配慮」の内容や手続等の周知については、志願者、保護者及び中学校等に対して、周知方法を工夫するなどして、一層の理解を図る。

### 3 不登校生徒や日本語指導が必要な生徒など、受検者の多様なニーズ等に対応する入学者選抜の在り方

不登校経験のある生徒や日本語指導が必要な生徒等が増大する中で、こうした受検者の多様なニーズ等に対応した選抜制度を設計することが求められている。

令和5年11月に入学者選抜検討委員会特別部会を設置し「不登校経験のある生徒に対応する入学者選抜制度」及び「日本語指導が必要な日本国籍の生徒に対応した入学者選抜制度」について検討した。

また、本委員会第1回において、受検者の多様なニーズ等に対応する入学者選抜の在り方について検討するための令和7年度入学者選抜検討委員会特別部会（以下「特別部会」という。）を設置することを確認し、引き続き議論を進めた。

#### ア 令和5年度における検討について

##### (ア) 不登校経験のある生徒に対応する入学者選抜制度について

1 不登校経験のある生徒の受検においては、調査書を活用することが適さないという指摘があるが、現状を正しく認識するために、どのような手立てが考えられるか。

(中学校)

- 年々、不登校生徒は増加及び多様化している。その中で、広域通信制の学校への進学が増えている。広域通信制は、早いところでは夏休みが終わると合格通知が出ることもある。出願から合格までの日程が早いと、都立高等学校へ進学しないケースが増えてきている。それを踏まえ、都立高等学校も特色を出すべく入学者選抜を幅広く考え、多様な選抜を行う必要がある。

(高等学校)

- 不登校経験のある生徒・保護者の、早い段階で進学先をなんとかしたいという思いを感じる。中学1、2年生のうちから説明会に来るが、学力検査と調査書点の比率が7：3である話などをすると、当該生徒・保護者の進路選択肢に対する意識は都立高等学校の受検から離れてしまう。

(区市教育委員会)

- 9月以降になると教育支援室に通う生徒が増える。支援室では作文や面接の指導をしているが、家からなかなか出られない生徒については十分な支援が難しい。多様な入試制度を活用して救われる生徒もいるが、そもそも保護者に入試制度が伝わっていないようにも思える。

2 不登校経験のある生徒に対応する入学者選抜の制度を設計する上で、実施時期、調査書の扱い、対象校、募集人員、応募資格、選考方法といった内容に焦点を当てて検討を進めることは適切か。

(中学校)

- 不登校の生徒が調査書点にとらわれず、安心して受検できる学校（課程や学科等）の選択肢が増えるとよい。
- 広域通信制との入試日程の違いについて心配がある。都立高等学校の入学者選抜の時期を早められるとよい。

(高等学校)

- 調査書を用いない選抜を考えてもよいと思うが、中学校側の立場を考えると心配な面もある。真面目に学校に通っていても成績が思うように上がらない生徒もいる。その点における公平性も考える必要がある。

- 不登校経験のある生徒の中には、チャレンジスクールだけでなく、自身の学力に見合う高等学校に行きたいと考える生徒やその保護者もいる。不登校経験のある生徒に対応する学校の幅を広げるとよい。

(区市教育委員会)

- 不登校生徒を対象とした特別な選抜制度があるのはよいが、生徒が自ら進路を選択して受検を乗り越え、達成感を得る経験も大切だと考える。

(イ) 日本語指導が必要な日本国籍の生徒に対応する入学者選抜制度について

日本語指導が必要な日本国籍の生徒の現状や、日本語指導が必要な受検者にとって現行の制度は十分な措置となっているか。

(中学校)

- 日本国籍でありながら親の仕事の関係で外国にいる期間が長いため、日本語による日常会話はできるが、入試に関係するような学習用語を理解できない生徒は、多くはないが存在する。
- 在京外国人生徒対象の入試について、入国後の在日期間が3年以内という現行の応募資格の中で、各生徒の日常会話としての日本語及び学習用語としての日本語の習得の状況に応じた何らかの措置を講じることが有効なのではないかと考える。

(高等学校)

- 一般枠で入学した生徒は日本語がある程度は理解できているが、学習用語となると、理解が困難である様子が見受けられる。現地語に翻訳した用語集などを作成して対応していると聞いている。
- 在京外国人生徒対象の入試を経て入学した生徒は総じて学力が高い。ほとんどの生徒が日本語の講座を受講するが、3年生になると日本語の講座を受講する生徒は大きく減少する。

イ 令和6年度における検討について

昨年度に行った特別部会の内容及び令和6年3月に実施した中学校長及び都立高等学校長アンケートの調査結果を踏まえ、今年度開催する特別部会において、不登校生徒や日本語指導が必要な生徒など受検者の多様なニーズ等に対応する入学者選抜の在り方について、以下のように検討した。

議題	検討・検証内容の方向性
5月10日(金) ○ 在京外国人生徒対象の選抜 応募資格の検討	○ 現行の制度では応募資格がない日本国籍の生徒も含め、日本語指導が必要な受検者が増加している社会情勢の変化に対応した入学者選抜を行えるよう、応募資格を見直す方向性についての検討
6月7日(金) ○ 入学者選抜における調査書点の取扱い  ○ 都立高等学校通信制課程の選抜日程	○ 受検者の多様なニーズに対応するため、不登校経験のある生徒などの心理的負担を考慮した選抜方法の検討  ○ 4月に選抜を実施している通信制課程の都立高等学校において、セーフティネットの観点を考慮しつつ、4月よりも早い時期での入学者選抜の実施についての検討
6月14日(金) ○ 専門学科における選抜方法  ○ 分割募集の在り方	○ 各高等学校の特色化・魅力化を一層推進するため、各高等学校の特性に応じた選抜方法の検討  ○ 分割募集実施校において、複数の受検機会を確保し都立高校を志望する者へのセーフティネットの役割に沿った選抜となっているか検証し、その在り方についての検討

## (1) 在京外国人生徒対象の選抜 応募資格等

在京外国人生徒対象の選抜は、平成元年度に都立国際高等学校が開校する際、同校に導入された。

実施校については、平成23年度入学者選抜において飛鳥高等学校、平成24年度入学者選抜において田柄高等学校、平成28年度入学者選抜において南葛飾高等学校、竹台高等学校、平成29年度入学者選抜において府中西高等学校、平成30年度入学者選抜において六郷工科高等学校、そして令和2年度入学者選抜において杉並総合高等学校と拡大し、令和6年度入学者選抜では8校で実施した。

現行の在京外国人生徒対象の選抜の応募資格は、国籍上の要件としては外国籍を有していること、修学上の要件のうち当該年度に中学校を卒業する見込みの者又はすでに卒業した者については、入国後の在日期间が入学日現在原則3年以内であることとしている。この入国後の在日期间については、中学校入学に合わせて外国から入国する生徒の実態として、入学準備のために4月の入学日よりも前に来日している場合が多いことから、3年に加えて1か月までは3年以内と認めている。

検査方法は、国語、数学、英語などの学力検査を実施せず、生徒の能力、適性、意欲等をみることを第一として、調査書と面接、作文により実施している。平成25年度入学者選抜から当該都立高等学校長が必要と判断した場合は、学力検査を実施することができることとし、以来、現在まで同様の方法により実施している。

また、一般の学力検査における日本語指導を必要とする生徒等に対する措置として、現行では国籍に関係なく「ルビ付問題」の措置申請については入国後の在日期间が6年以内の者、「ルビ付問題・辞書持込み」の措置申請については入国後の在日期间が3年以内の者と定めている。

令和6年度入学者選抜では、在京外国人生徒対象の選抜を実施する全ての高等学校で応募人員が増加し、応募倍率は大きく上昇した。日本語指導が必要な生徒は、日本国籍の生徒も含め、今後も増加が見込まれている。こうした状況の中、現行の入学者選抜制度では応募資格は外国籍を有する者に限定されており、日本語指導が必要な日本国籍の生徒に対応する入試制度がないため、応募資格を含めた在京外国人生徒対象の選抜制度を見直す必要があることが指摘されている。

本委員会で設置した特別部会では、応募資格において、国籍要件を「外国籍を有する者」に限定しているという課題に対する解決の方策について、また、日本語指導を必要とする生徒等に対する「ルビ付問題・辞書持込み」の制度の課題について審議した。

## ア 東京都公立学校における日本語指導が必要な児童・生徒の学校種別在籍状況

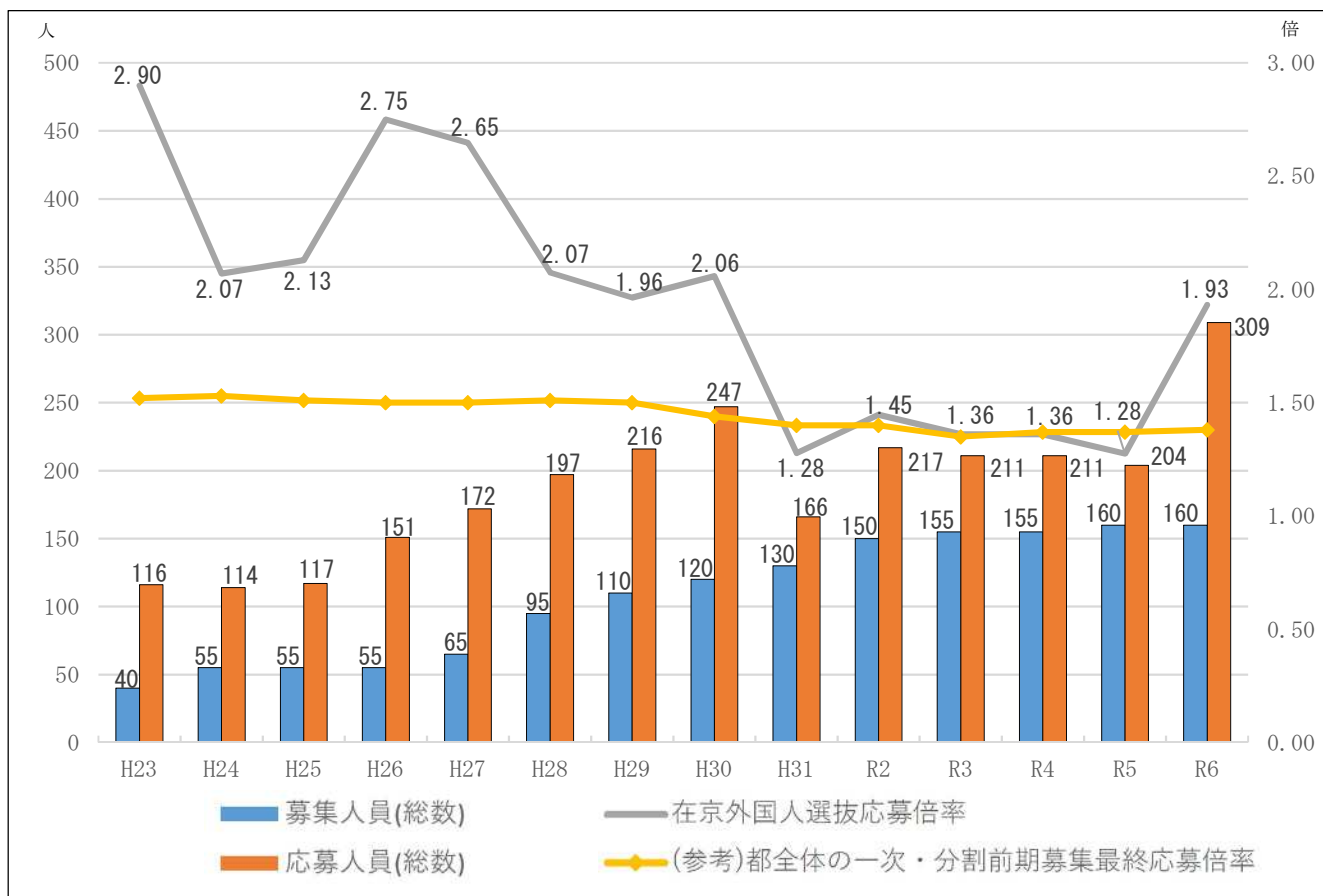
(東京都教育庁グローバル人材育成部「日本語指導が必要な児童・生徒への指導(令和6年4月)」より抜粋)

校種	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	外国籍	日本国籍	外国籍	日本国籍	外国籍	日本国籍	外国籍	日本国籍	外国籍	日本国籍
合計	4,465		4,747		4,646		4,377		6,312	
小学校	1,927	671	2,112	651	2,053	695	2,031	589	3,426	572
中学校	871	198	913	210	797	205	683	205	1,130	216
高等学校	691	51	709	77	718	73	685	107	733	138
中等教育学校	0	0	0	2	1	17	0	0	0	0
義務教育学校	17	0	37	5	28	7	35	6	58	5
特別支援学校	35	4	25	6	39	13	28	8	26	8
合計	3,541	924	3,796	951	3,636	1,010	3,462	915	5,373	939

(令和5年5月1日現在)

イ 在京外国人生徒対象の選抜の状況

募集人員・応募人員と応募倍率の推移（国際高等学校国際学科及び9月入学生徒の選抜を除く）



ウ 中学校長対象アンケート（令和6年3月実施）調査結果（調査対象：53校）

都内公立中学校長に対するアンケート調査結果については、以下のとおりである。

- (ア) 日本語指導が必要な生徒等を都立高等学校に受け入れていくことを考えたとき、有効と思われる措置や課題はあるか。

<主な意見>

- 日本語指導が必要であるという時点で国籍は関係ない。

- (イ) 日本語指導が必要な生徒等に対して、入国後の在日期間が6年以内の者を対象に「ルビ振り」の措置を、入国後3年以内の者を対象に、「ルビ振り・辞書持込み・時間延長」の措置を講じていることについて効果や課題はあるか。

<主な意見>

- 今後グローバル化が進み、ルビ振りの措置を必要とする外国籍の生徒は増えていくと予想されることから、必要な措置である。
- 問題の意味が分からないことによって、数学など本来の力が測れていない教科がある可能性はある。ルビを振ることで問題そのものの意味が分かるため、効果がある。
- 入国後3年以上経過していても、家庭環境等により、日本語の習得が不十分な生徒もいる。辞書持込みの措置については、入国後の年数ではなく、日本語の習得状況を中学校側で判断し申請できるとありがたい。
- ルビ振りや辞書の持込みは、問題文を理解する上で助けになる。一方で辞書の確認等、高等学校の負担も大きいと思われる。

エ 高等学校長対象アンケート（令和6年3月実施）調査結果（調査対象：220課程）

都立高等学校長に対するアンケート調査結果については、以下のとおりである。

(ア) 日本語指導が必要な生徒等を都立高等学校に受け入れていくことを考えたとき、有効と思われる措置や課題はあるか。

<主な意見>

- 生徒の語学力は本人の責任ではなく、環境によるところが大きいはずである。確実に日本語のスキルを見極めることができるのであれば日本国籍であっても応募を認めるべきである。
- 入国後の在日期间が3年以内では短いと感じる。不安を抱える生徒がいるのではないか。
- 日本語能力について、出願前までに日本語能力試験のN3（日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる）やN4（基本的な日本語を理解することができる）など、分かりやすい基準を条件として設定できるとよい。
- 応募資格を緩和した場合、現行の応募資格に該当する生徒が合格圏内から締め出されてしまうのではないか。在京外国人生徒対象選抜の募集人員が拡大されるのであれば応募資格を認めて良い。

(イ) 日本語指導が必要な生徒等に対して、入国後の在日期间が6年以内の者を対象に「ルビ振り」の措置を、入国後3年以内の者を対象に、「ルビ振り・辞書持込み・時間延長」の措置を講じていることについて効果や課題はあるか。

<主な意見>

- ルビ振りの措置があれば日本語の習熟が十分でなくても理解する一助になり、必要である。
- 外国にルーツをもつ受検者にとって、最も高いハードルが漢字であり、ルビが振られることは有効である。
- ルビ振りの措置を申請することで、当該生徒が入学後に日本語指導が必要であることが分かり、有益である。
- ルビを振ることにより検査問題の意味が分かると、受検をしようとする意欲が増す。
- ルビ振り・辞書持込みについて、入国後3年以内の者という期間の妥当性は分からないが、日本語指導が必要な受検者への配慮としては効果的である。

<特別部会における主な意見>

【在京外国人生徒等対象の選抜における応募資格（国籍要件）について】

- 現状を踏まえると、国籍を問わないのはよい。国籍は本人が選べないものであるため、国籍要件は削除した方がよい。（中学校）
- 地域によっては日本語指導が必要な日本国籍の生徒が多く在籍する学校がある。国籍要件の緩和はありがたい。（中学校）
- 日本語指導が必要である生徒に国籍は関係ないことから国籍を問わない形でよい。（区市教育委員会）
- 国籍を問わないのは賛成である。保護者の都合で外国暮らしが長い生徒もいる。日本国籍でも外国にルーツがある受検者に資格を認めるということだと思う。（高等学校）



【在京外国人生徒等対象の選抜における応募資格（在日期間の延長）について】

- 入学者選抜の際に、日本語指導が必要な生徒たちが日本語で受検するのは不安だという声は入っていない。中学校生活の3年間で日本国籍を有していれば、ある程度の日本語を習得できるという状況はある。(区市教育委員会)
- 中学校に入学する数か月くらい前から来日して、生活の準備をしている例もある。現行では3年以内の在日期間に加えて1か月までは3年以内とみなしているが、もう少し期間は必要ではないか。(中学校)
- 現行の準備期間を含めた在日期間は延長する方向でよい。ただし、延長する期間については在京外国人生徒対象の選抜の意義、特別枠に照らして真に支援の必要な生徒の受け入れが困難とならないように慎重な検討が必要だ。(高等学校)
- 日本語指導が必要であることが証明できるのであれば、年限は必要ないと考える。(区市教育委員会)

【受検上の配慮「ルビ付問題・辞書持込み」について】

- ルビ付問題及び辞書持込みの措置申請の資格は入国後3年以内であるが、日本語指導が必要だという観点から、在京外国人生徒対象の選抜の応募資格に合わせて同じ期間を認めてもらいたい。(中学校)
- ルビ振りの措置に年限はなくてもよいのではないか。日本語指導が必要だという意味で年限を定める必要があるならば、在京外国人生徒対象の選抜、ルビ振り、ルビ振り及び辞書持込みの措置申請の全てを6年でそろえたら志願者にとっても分かりやすいと考える。(中学校)

【「日本語指導が必要であること」の証明について】

- 中学校における日本語指導は、地域によって様々な取組が行われている。指導を受けた期間は特定できても、どの程度の内容の支援を受けていたかは一律の基準がないため、校長の判断によって応募資格とするのは難しい。(中学校)
- 高等学校としては「日本語〇〇検定の〇〇をクリアしている」などの形で、客観的な指標で受検者の日本語の習熟度が分かれば安心して受け入れられる。(高等学校)

特別部会からの報告を受けた本委員会における審議の過程で、高等学校からは「在京外国人生徒対象の選抜における応募資格について、現行では入国してから3年以内となっているが、本来的には日本語に課題のある生徒に対する措置であるから、入国した時期ではなく、こういった課題があるかという視点で受検資格が認められるようになるとよい。」という意見があった。

保護者からは「現在の在京外国人生徒対象の選抜の応募資格を緩和することは、現状から当然のことと捉えることができる。早く広く周知して実施することが必要である。」という意見があった。

有識者からは、「在京外国人生徒対象の選抜について、日本語指導を必要とする生徒の受検機会の確保及び公平性の確保にそれぞれ留意して実施すべきである。」という意見があった。

オ 今後の取組の方向性

応募資格について、日本語指導が必要な日本国籍の生徒の増加が見込まれることから、これまで外国籍を有する者に限定していた国籍要件を撤廃し、日本語指導が必要な日本国籍の者の応募資格を認める方向で進める。

また、中学校への入学準備等のために入学日より前に入国するケースもあることから、これまで3年と入学準備等の1か月までを3年以内とみなしていたが、入学準備期間として1か月よりも前に入国するケースもあることから、入国後の在日期間を延長する方向で進める。

これまで、国籍を問わず、入国後の在日期間が入学日現在原則として3年以内の者で、日本語指導を必要とする生徒等に対する措置であった「ルビ付問題・辞書持込み」の申請要件を、在京外国人生徒等対象の選抜の応募資格に合わせる方向で進める。

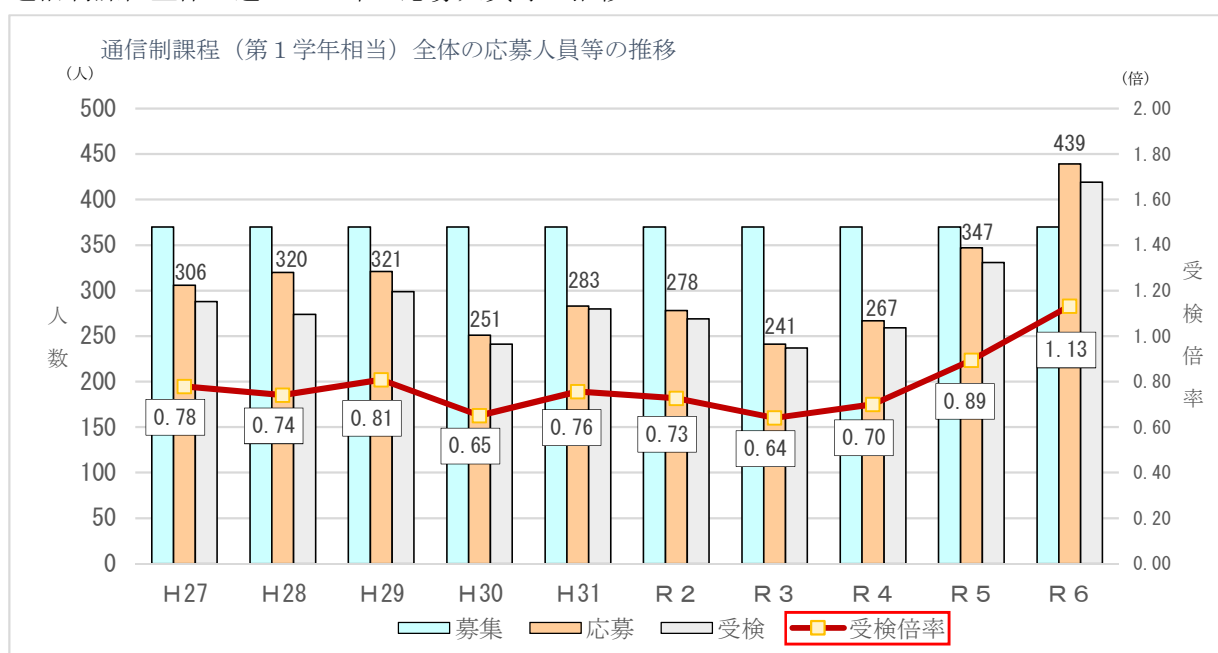
## (2) 都立高等学校通信制課程の選抜日程

現在の都立高等学校通信制課程の入学者選抜は、都立高等学校への進学を希望する生徒に対するセーフティネットであるという観点から、全日制課程及び定時制課程の入学者選抜の後、4月上旬に実施している（一橋高等学校、新宿山吹高等学校、砂川高等学校の3校それぞれが出願受付・学力検査を別日程で実施し、合格発表は同一日で実施）。通信制高等学校は、不登校経験のある生徒など多様な生徒の進路における重要な選択肢の一つとなっている。特に、近年不登校経験のある生徒の増加等に伴い、自らのペースで学ぶことができるなど、多様な学び方に注目が集まる中で、通信制課程に対するニーズが増している。

不登校経験のある生徒は進学に対する不安が大きく、早い時期に進学先を決め、高等学校への進学に関する不安を払拭したい傾向が強いとの指摘もあり、現行の都立高等学校の通信制課程の入学者選抜日程は、通信制課程を主体的に選択しようとする生徒のニーズに必ずしも合致していない場合がある。

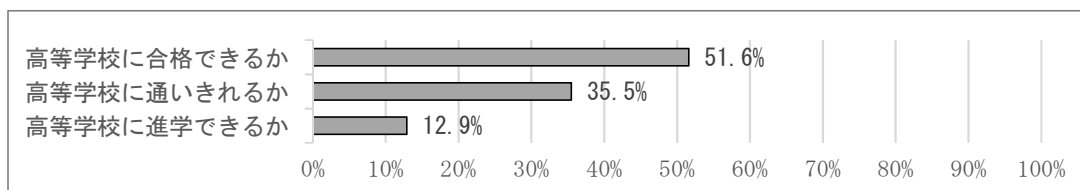
本委員会を設置した特別部会では、現在4月に実施している都立高等学校の通信制課程の入学者選抜における課題について検証・検討を行った。

### ア 通信制課程全体の過去10年の応募人員等の推移

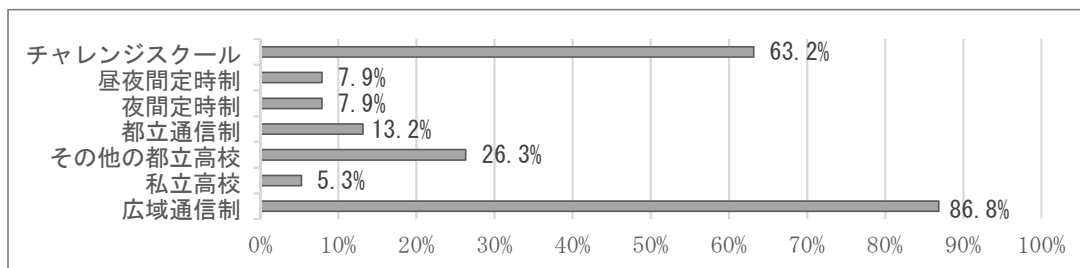


イ 中学校長対象「不登校経験のある生徒についてのアンケート」（令和5年10月実施）調査結果  
（調査対象：53校）

(ア) 不登校生徒が抱える主な不安



(イ) 不登校生徒の主な進学先（複数回答）



ウ 高等学校長対象アンケート（令和6年3月実施）調査結果（調査対象：220課程）  
都立高等学校長に対するアンケート調査結果については、以下のとおりである。

<通信制課程に関する主な意見>

- 通信制課程を第一志望にしている生徒で、分割後期募集を実施する3月まで進学先を決定していない受検者はほとんどいない状況である。
- 不登校経験のある生徒の志願先として通信制課程が候補に挙がる。通信制高等学校へのニーズは今後も増えていくと考える。

<特別部会における主な意見>

(中学校)

- 対人関係や集団生活が難しい生徒は最初から通信制課程を第一志望にしている。4月を待ってから実施される入試だけではニーズに合っていない。
- 通信制課程の倍率が高まっている中、4月の通信制の入試で進路が決まらなると次がない。通信制課程を第一志望としている不登校経験のある生徒にとっては不安が大きいため、選抜の時期を早めていただきたい。
- 日程は、第一次・分割前期募集と同時期に入学者選抜を行うとよいと考える。ただし、セーフティネットとして4月の受検機会は残すべきである。

(高等学校)

- 通信制課程を志願する生徒や保護者からは、通信制課程が第一志望なのに、なぜ4月まで不安な気持ちのまま受検を待たなければならないのか、という意見が複数ある。
- 本人の進学したい学校に進学できるようにするために、第一次募集・分割前期募集の日程に通信制課程の入学者選抜があった方がよいのではないかと感じる。

(区市教育委員会)

- 進路が多様化し、通信制課程に進学するニーズが高まっている。不登校経験のある生徒等も増加している中、以前に比べて、都立通信制を希望する割合は多くなっていると感じる。これからは生徒自身が自らの課題を克服しながら自分で学ぶ環境を選ぶ時代である。

特別部会からの報告を受けた本委員会における審議の過程で、高等学校からは「通信制課程を第一志望にしている不登校の経験があるなどの受検者のためには、早めに検査を行う方がよい。」という意見があった。

保護者からは「通信制課程に関するニーズが大きく変化してきている。第一志望が通信制課程という生徒もいる。新たな選抜日程が加わり、早い段階から進学先として通信制課程を決められるとよい。」という意見があった。

有識者からは、「通信制課程の選抜について、現状の日程を残したままで早い時期に新たな日程を加えることはよい。」という意見があった。

#### エ 今後の取組の方向性

不登校経験のある生徒は増加傾向にあり、自らのペースで学ぶことができる通信制課程は、不登校経験のある生徒等にとって進路決定における選択肢の一つとなっている。都立高等学校の通信制課程においても志願者は増加しており、通信制課程を第一志望とする生徒も増加傾向にある。

現在、4月第一週に実施している学力検査等の選抜日程については、こうした都立高等学校の通信制課程を主体的に選択する生徒にとって、必ずしもニーズに合致しているとはいえないことから、都立高等学校の通信制課程の選抜を分割し、前期選抜として4月よりも早い時期に実施する方向で検討する。

一方、4月に検査を実施する都立高等学校の通信制課程は、都立高等学校に入学するための重要な機会であることから、4月の入学者選抜を後期選抜とし、定員を一定数確保して実施する方向で検討する。

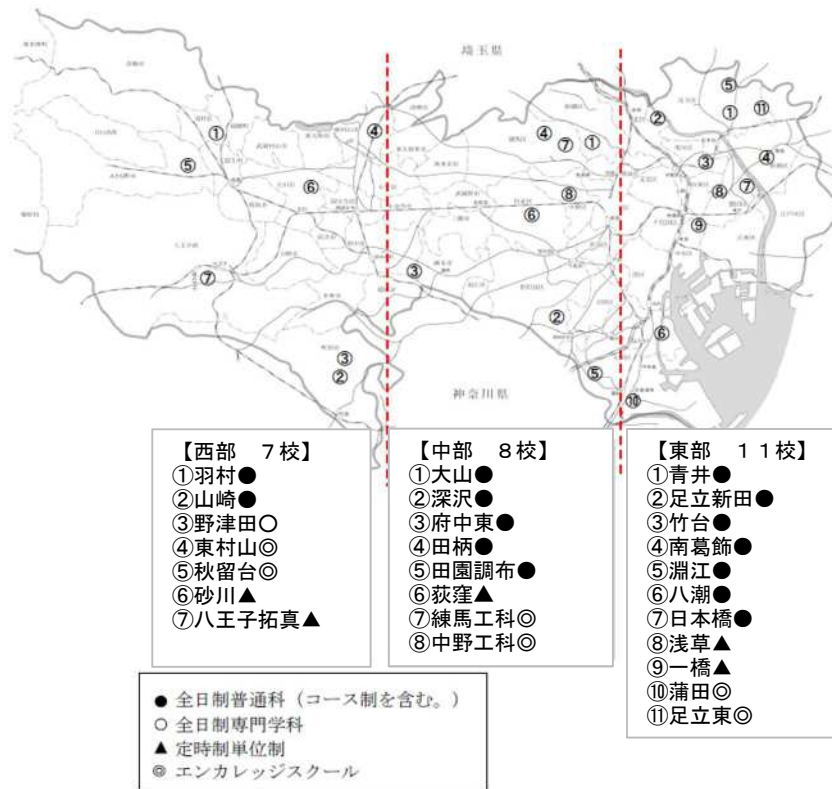
### (3) 分割募集の在り方

分割募集は、学力検査に基づく選抜の募集人員をあらかじめ分割し、分割前期募集と分割後期募集の二回に分けて選抜を実施することにより、受検者に複数の受検機会を確保し、都立高校を志望する者へのセーフティネットの役割を果たすこと等を目的として、平成10年度入学者選抜から導入した。

分割募集の在り方については、平成28年度以降の入学者選抜検討委員会において、募集人員の改善を図ること等について検討を継続して行ってきたほか、近年、早期の進路決定を望む受検者の傾向が一層強まっており、分割前期募集において不合格者を出しながら、分割後期募集において定員が未充足となる高校等があることなどが課題となり、分割募集の在り方について検討する必要性が指摘されている。

本委員会で設置した特別部会では、分割募集が受検機会の複数化によって都立高校志願者に対するセーフティネットの役割を果たしているか、成果と課題について検証・検討を行った。

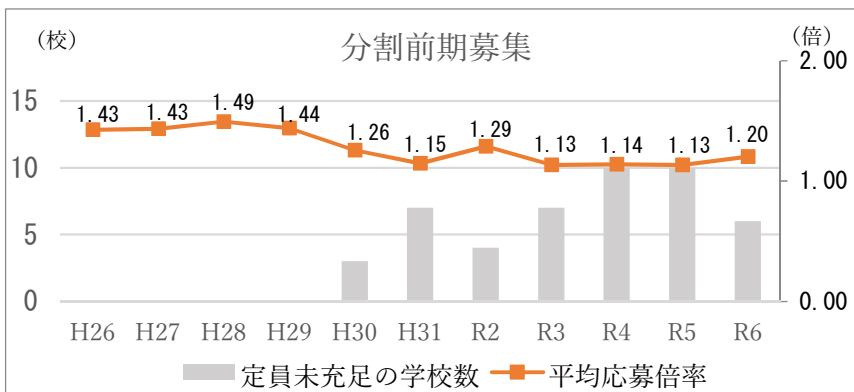
ア 令和6年度入学者選抜における分割募集実施校の分布（全日制21校、定時制単位制5校）



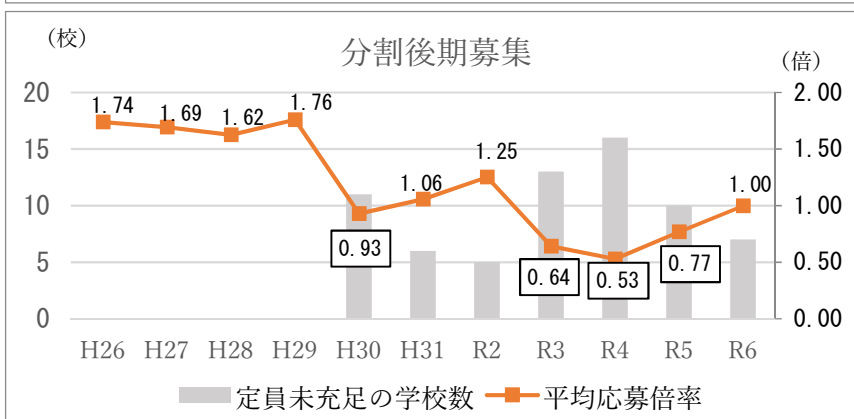
受検者がどの地域からでも通うことができるように、東部、中部、西部の各地域のバランスを配慮している。

イ 分割募集実施校における平均応募倍率と定員未充足の学校数の推移

(ア) 全日制課程（21校）

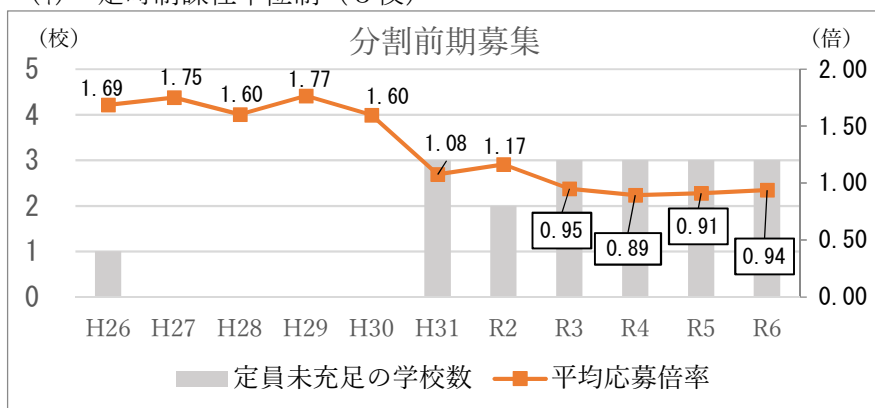


- 平均応募倍率は平成30年度選抜から、1.2倍前後で推移しているが、定員未充足となっている学校数は平成30年度から発生し、増加傾向にある。
- 年によっては、半数近くの学校で定員未充足となっている。

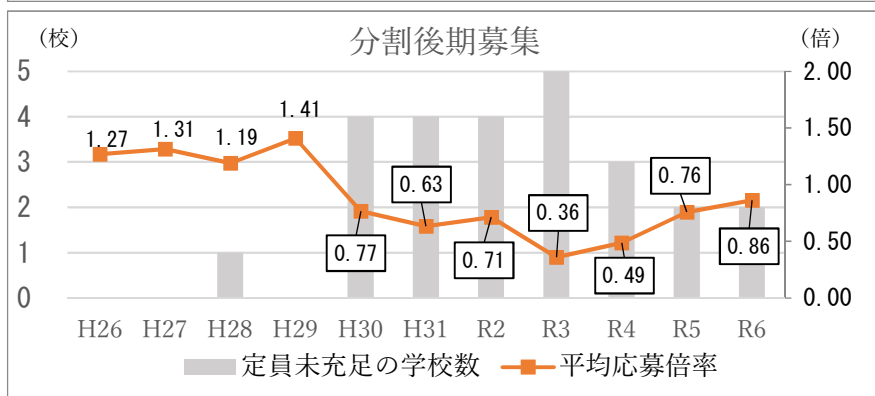


- 平均応募倍率は平成30年度に激減し、その後増減を繰り返している。
- 分割前期に比べてさらに多くの学校で定員未充足となっている。

(イ) 定時制課程単位制（5校）



・平均応募倍率は、平成30年度選抜までは1.7倍前後で推移していたが、平成31年度選抜に激減して以降、近年は0.9倍前後を推移している。  
 ・令和3年度選抜以降は、半数以上の学校で定員未充足となっている。



・平均応募倍率は平成30年度選抜に激減し、令和4年度選抜以降は増加傾向にある。  
 ・平成30年度選抜以降は、前期募集に比べてさらに多くの学校で定員未充足となっており、令和3年度選抜は全ての学校で定員未充足となった。

ウ 中学校長対象アンケート（令和6年3月実施）調査結果（調査対象：53校）

都内公立中学校長に対するアンケート調査における「分割募集全般における課題や改善点」についての主な意見は以下のとおりである。

<主な意見>

- 受検機会の複数化には寄与しているが、分割後期募集の日程まで待ってその学校に通いたいと考える生徒は少なくなっていることから、分割募集はその役割は終わったのではないかと考える。分割募集は廃し、募集人員に達しなかった学校で適切に第二次募集を行うことが現実的である。
- 分割後期募集の募集人数を、分割前期募集に加えることによって、当該校を第一志望としている生徒のための募集枠を増やした方が生徒のニーズに合っているのではないか。
- 受検機会の複数化につながっているとは思いますが、分割前期募集よりも分割後期募集の応募倍率が高くなった学校があることから、不安を抱えて受検を迎える生徒がいることがうかがえる。

エ 高等学校長対象アンケート（令和6年3月実施）調査結果（調査対象：220課程）

都立高等学校長に対するアンケート調査における「分割募集全般における課題や改善点」についての主な意見は以下のとおりである。

<主な意見>

- 後期募集を受検する生徒が、本校の期待する生徒の姿と合致していない。
- 生徒は分割後期募集の出願日及び検査日より前に進学する学校を決定する傾向がある。
- エンカレッジスクールは全校で分割募集を実施しているが、エンカレッジスクールは学力検査を実施せず、学び直しをする意欲のある生徒を求めており、分割前期募集と分割後期募集で異なる尺度により選抜することに難しさがある。同じ尺度による選抜を検討するならば、選抜は一度の方がよいと考える。

## <特別部会における主な意見>

### (中学校)

- かつては第一次募集を受検し不合格であっても、都立高等学校への進学を強く希望し、分割後期募集を受検するという生徒が一定数いたため、分割募集に対する受検者のニーズがあった。しかし、現在は、授業料無償化の影響や早期に進路を決めたいと思っている生徒が多いため、第一次募集・分割前期募集で不合格であると私立高等学校に進学する生徒が増加傾向にあることが顕著である。
- 第二次募集、第三次募集の募集人員によって、募集人員は十分確保されていると考える。第二次募集、第三次募集が、事実上都立高等学校に入学したい生徒のセーフティネットとなっていることから、分割募集はその役割を終えたと考えてよいのではないかと考える。

### (高等学校)

- かつては分割後期募集によって、第一次募集の合格者よりも学力の高い生徒が合格し、その結果学校が活性化するという側面があった。平成30年度入学者選抜以降、応募倍率が乱高下する中で、そのようなメリットがなくなってきたと感じている。
- 分割前期募集において受検倍率が1倍を上回れば、その分第一志望の受検者を不合格にしなければならず、結果として本校が第一志望ではなかった受検者が分割後期募集で入学してくるという現実がある。
- 全日制課程の分割募集は廃止する方向で良いと思うが、昼夜間定時制の設置目的は多様な生徒を幅広く受け入れることであるから、昼夜間定時制については分割募集を継続することで受検機会を確保する必要がある。

### (区市教育委員会)

- 生徒、保護者は早く進路を決めたいという状況がある中で、そういった家庭に寄り添う入学者選抜の制度が求められている。

特別部会からの報告を受けた本委員会における審議の過程で、高等学校からは「分割前期募集と分割後期募集の受け入れ人数の割合を精査し、第一志望とする生徒を少しでも受け入れられるようにする必要がある。」という意見があった。

保護者からは「分割後期募集のために、分割前期募集の応募人員が少ないという状況よりも、第一志望の学校に一人でも多く行けるようにしてほしい。」という意見があった。

有識者からは、「できるだけ多くの受検者が第一希望の学校に行けるようにすることが大切である。」という意見があった。

## オ 今後の取組の方向性

受検者に複数の受検機会を確保し、都立高等学校を志望する者へのセーフティネットの役割を果たすために、平成10年度入学者選抜から導入している分割募集については、平成30年度入学者選抜以降、早期の進路決定を望む受検者の傾向が一層強まっており、分割前期募集において不合格者を出しながら、分割後期募集において定員が未充足となる高等学校や、分割前期募集でも分割後期募集でも定員が未充足となる高等学校があることなどが課題となっている。

近年は、第二次募集が都立高等学校へ入学を希望する生徒に対するセーフティネットの意義・役割を果たしており、分割募集が担ってきたかつての役割は概ね終えているという実態があることから、全日制高等学校においては、分割募集を廃止する方向で検討する。一方、昼夜間定時制高等学校の分

割募集においては、多様な生徒の受検機会の確保という観点から、継続して実施する方向で検討する。

#### (4) 専門学科における選抜方法

東京都教育委員会は、平成9年9月に策定した「都立高校改革推進計画」に基づき、特色ある学校づくりの推進を基本的な方向の一つとして位置付け、入学者選抜においても選抜方法の多様化、受検機会の拡大・複数化、選抜尺度の多元化などを推進することとした。これを踏まえ、平成10年度入学者選抜以降、全日制普通科の高等学校においても学力検査の実施教科数を3教科から5教科の範囲で実施することができること、学力検査の得点と調査書点の比率を、7：3、6：4、5：5、4：6の中から各高等学校が選択して実施することができること、全日制普通科の高等学校の第一次募集において、各高等学校が必要に応じて面接、作文、実技検査を実施することができること等を定めた。

一方で、選抜方法の多様化と選抜尺度の多元化により各高等学校が定める選抜方法は、学校ごとに様々であるため、入学者選抜において中学校教育に求められるものが何であるかが受検者や保護者、中学校からは分かりにくくなっていると同時に、入学者選抜制度を複雑にしているとの指摘があった。

そこで、平成28年度入学者選抜から、選抜方法の共通化・簡素化を図るため、全日制課程の第一次募集・分割前期募集において、原則として、学力検査は国語、数学、英語、社会、理科の5教科で実施することとし、学力検査の得点と調査書点の比率は7：3とした。ただし、例外としてエンカレッジスクールは学力検査を実施せず、調査書・面接、作文又は実技検査を活用した選抜を実施するとともに、芸術学科及び体育学科は3教科の学力検査、調査書、実技検査を活用した選抜を実施している。

こうした経緯によって現在の入学者選抜制度が施行されているところであるが、近年の一層多様化した生徒のニーズに対応した入学者選抜の在り方として、専門学科においては、当該学科に関する意欲、適性等をみるなど各高等学校が「期待する生徒の姿」に応じた入学者選抜制度を構築していくことが課題として指摘されており、各高等学校の特色を踏まえた入学者選抜制度の導入が求められている。

本委員会で設置した特別部会では、専門学科において、普通科と同様に、学力検査を原則5教科で実施する現行の選抜が、多様化する受検者のニーズに合致しているか、また、学校のニーズに合わせた選抜方法の在り方等について審議した。

#### ア 第一次募集・分割前期募集における専門学科の選抜方法（専門学科14学科の内訳）

（令和6年度東京都立高等学校入学者選抜実施要綱より）

##### (7) 学力検査5教科で実施している学科（12学科）

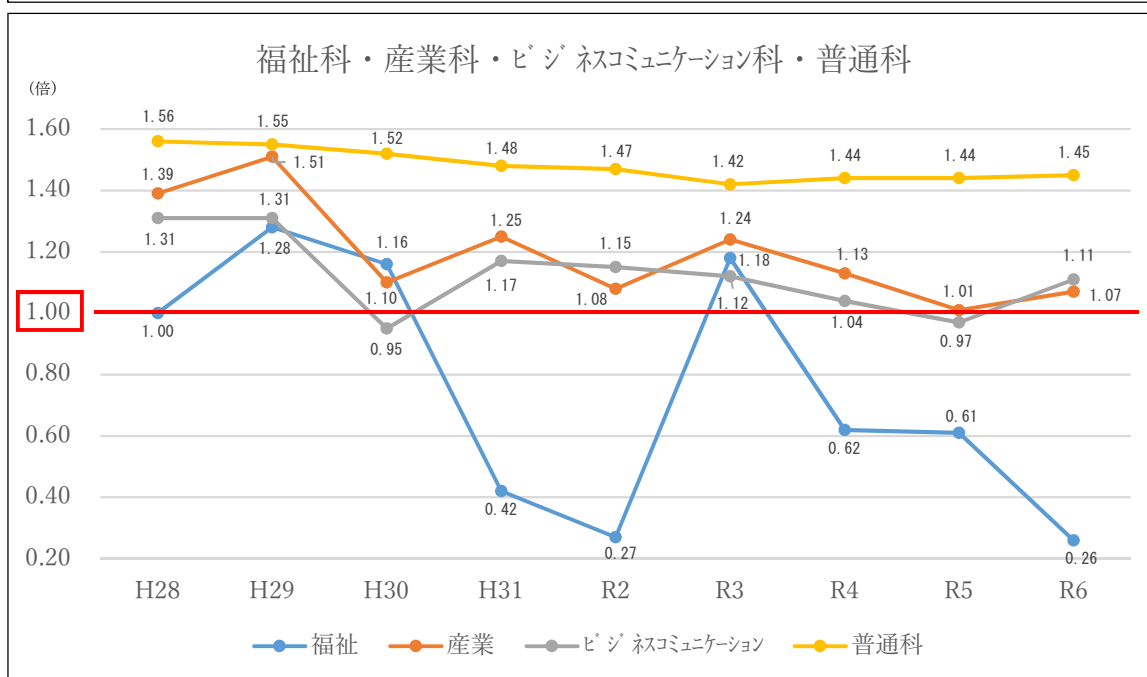
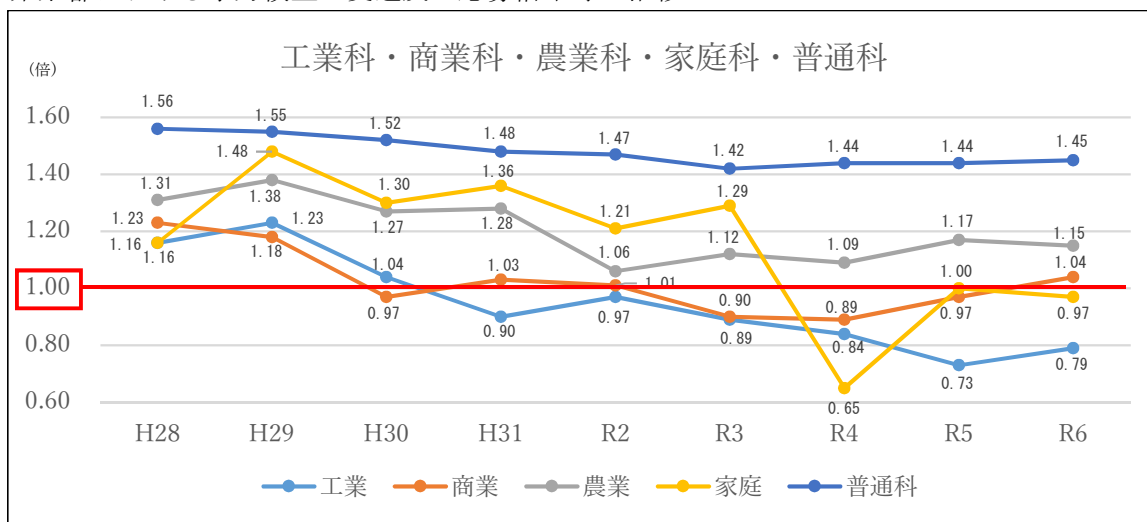
学科	学校数	学力検査の教科	学力検査：調査書	その他の検査
商業	7	国数英社理	7：3	
ビジネスコミュニケーション	2	国数英社理	7：3	
工業	16	国数英社理	7：3	中野工科高等学校は実技検査を実施 練馬工科高等学校は作文を実施
科学技術	2	国数英社理	7：3	
農業	5	国数英社理	7：3	
水産	1	国数英社理	7：3	大島海洋国際高等学校は作文を実施
家庭	4	国数英社理	7：3	
福祉	2	国数英社理	7：3	
理数	2	国数英社理	7：3	
国際	1	国数英社理	7：3	
併合	3	国数英社理	7：3	
産業	2	国数英社理	7：3	



(イ) 学力検査3教科及び実技検査で実施している学科（2学科）

学科	学校数	学力検査の教科	学力検査：調査書	その他の検査
芸術	1	国数英	6：4	実技検査
体育	2	国数英	6：4	実技検査

イ 東京都における学力検査の変遷及び応募倍率等の推移



(参考：主な入試制度改善)

<平成10年度の主な入試制度改善>

- ・全日制普通科でも学力検査を3教科から5教科で実施
- ・学力検査点と調査書点の比率を、7：3、6：4、5：5、4：6の中から各学校が選択して実施
- ・全日制普通科の高等学校の第一次募集において、各学校が必要に応じて面接、作文、実技検査を実施

<平成28年度の主な入試制度改善>

- ・中学校で身に付けるべき「基礎的・基本的な知識・技能」、「課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等」を的確にみることができる選抜方法、選抜尺度への変更
- ・全日制課程の第一次・分割前期募集において原則として5教科の学力検査を実施
- ・学力検査点と調査書点の比率を7：3とする。
- ・調査書点は、学力検査を実施する教科の評定は1倍、学力検査を実施しない教科の評定は2倍して点数化

ウ 中学校長対象アンケート（令和6年3月実施）調査結果（調査対象：53校）

都内公立中学校長に対するアンケート調査における「将来の入学者選抜において、志願者が希望する進路を実現するための手立てについての主な意見」は、以下のとおりである。

<学力検査の教科数を見直す>

- 専門学科の学校は、学校や生徒の実情に合わせて学力検査と実技検査とを任意に組み合わせ選抜を実施した方が、よりの確に受検者の実力等をみることができるものとする。
- 学校の特色に応じて学力検査の教科数を柔軟にし、受検者の選択肢を増やすことも必要なのではないか。

<検査内容を見直す>

- 面接を実施することで、受検者の人間性や受検校での活動する姿を想像することができる。
- 得意教科の内容を検査することや面接・小論文の実施など得意や個性をより伸ばせる選抜になると受検者の意欲が高まると考える。

エ 高等学校長対象アンケート（令和6年3月実施）調査結果（調査対象：220課程）

都立高等学校長に対するアンケート調査における「将来の入学者選抜において、学校が求める生徒をよりの確に選抜するための手立てについての主な意見」は、以下のとおりである。

<学力検査の教科数を見直す>

- 特に工科高等学校にあっては、これまで勉強でうまくいかなかったが、高等学校で資格の取得に取り組んでいきたいというニーズがある。学力検査の点数のみによらず、受検者の多様な側面を評価・選抜していく必要がある。
- 専門学科は、検査教科を現行の5教科から学校が設定する2教科又は3教科とし、個人面接等を導入することで意欲や適性を評価する方がよい。

<検査内容を見直す>

- 面接や作文など、学力検査以外で入学に対する意欲をみたいと考える。

<特別部会における主な意見>

(中学校)

- 専門学科は学校のニーズと受検者のニーズが一致することが望ましい。
- 各専門学科で特色に応じて自由度をもって学力検査の教科を設定すれば、そのことが学校からのメッセージとなり、生徒たちはメッセージを基に志願校を決めることができると考える。

(高等学校)

- 専門学科において、学力検査の教科を任意に設定できるようになると、学校が求めている生徒が志願しやすくなると考える。
- 専門学科においては、専門的な知識や技能を産業界で実践的に生かし活躍できる人材の育成が急務であるので、各高等学校にふさわしい入学者選抜方法を選べるとよい。
- 意欲や適性をみるための検査や、実技検査など、各高等学校の状況に応じた選抜を可能にしていきたい。

(区市教育委員会)

- 専門学科は、自分の好きなことや得意なことを伸ばせる進学先として見られるようにしていくことが必要である。その一環として、入学者選抜についても、それぞれの学校が自校の特色に合わせて学力検査の教科など、柔軟に設定できるようになるとよい。

特別部会からの報告を受けた本委員会における審議の過程で、中学校からは「受検者や保護者の視点に立つと、各学校の特色やスクールポリシーに応じて学力検査を実施する教科を設定できるように変更した後、それぞれの学校によってやり方が様々な形になるのはわかりにくいのではないか。例えば、工科高等学校や農業高等学校などのグループごとに、ある一定の枠組みの中で工夫ができればよい。」という意見があった。

保護者からは「専門学科の高等学校を選ぶ生徒は、例えばプログラミングやものづくりが得意というような生徒が多い印象がある。専門学科の高等学校が、そういった生徒が積極的に選択する進学先になればよい。専門学科ということであるならば、一般的な検査だけで選抜するのではなく、学校の実態に即した検査で選抜できるとよい。」という意見があった。

有識者からは、「専門学科の入学者選抜はどうあるべきかは普通科と違う形で考えてもよい。高等学校は、どういった生徒の入学を期待しているのかメッセージの発信が重要である。入学者選抜には、選抜機能とメッセージ機能とがあるが、特にメッセージ機能の方を専門学科の選抜では大事にできるとよい。」という意見があった。

#### オ 今後の取組の方向性

専門学科は、職業に直接結びつく知識や実践的技術を学ぶ学科であり、その選抜においては意欲や適性等をみることが重要であるが、現行の制度では普通科と同様、一律5教科の学力検査を実施している。

専門学科への志願者や応募倍率が低迷する中で、入学者選抜においても専門学科としての特色を十分打ち出すことが重要であり、各高校のスクールポリシー（期待する生徒の姿など）に基づく選抜方法の検討が必要である。

このことから、受検者の当該学科に関する学力や適性等をみるために、各高等学校の特色やスクールポリシーに応じて学力検査を実施する教科を設定できるようにする方向で引き続き検討を進める。

また、受検者の当該学科に関する意欲や適性等をみるために、面接や作文等、学力検査以外の検査の実施や、選抜に用いる資料の提出を事前に求めるなど、各高等学校の特色やスクールポリシーに応じて検査を実施できるようにする方向で引き続き検討を進める。

#### (5) 入学者選抜における調査書の取扱い

本委員会で設置した特別部会では、昨年度に引き続き、不登校生徒など、多様な生徒の中学校における評価の実態を踏まえ、現行の学力検査点と調査書点の比率を変更することを含めた調査書の取扱い、学力検査点と調査書点の比率を変更した場合における募集の方法や規模、応募資格などをどのように設定すればよいかについて審議した。

ア 東京都における不登校児童・生徒数の推移及び現状等

(ア) 東京都における不登校児童・生徒数の推移



(イ) 東京都における不登校生徒数の学年別内訳（中学校）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1年生	3,076	3,780	4,472
2年生	4,162	4,822	5,897
3年生	4,133	4,995	5,848
計	11,371	13,597	16,217

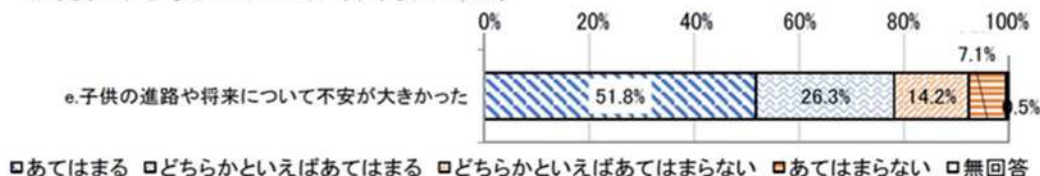
(ア)、(イ)ともに教育庁指導部「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（令和5年10月）より作成

イ 不登校生徒及び保護者の意見

学校を休んでいることの安心や不安について（中学校 n=1,303）

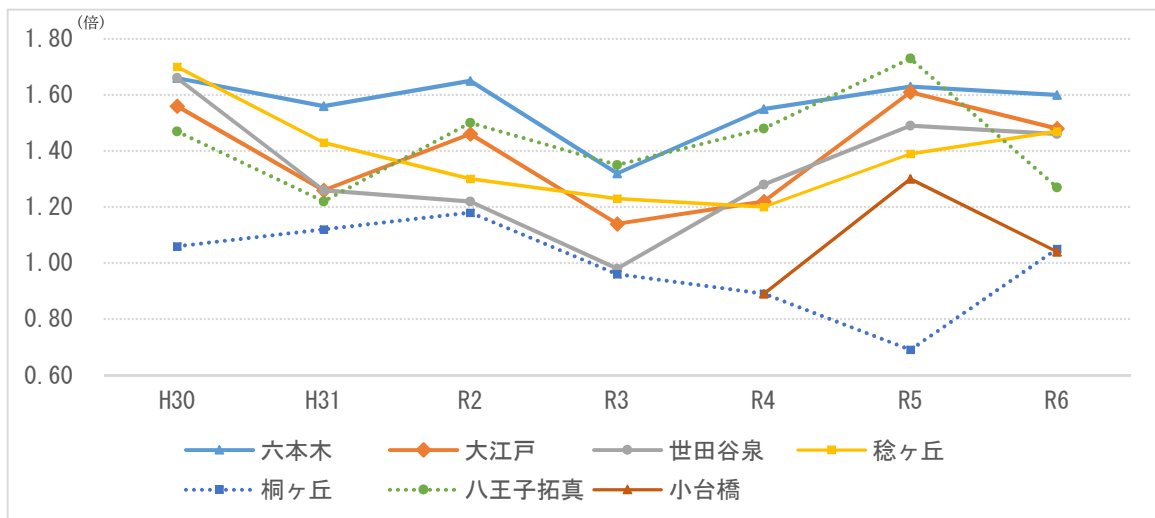


昨年度の子どものかわり（中学校 n=1,374）



文部科学省「不登校児童生徒の実態把握に関する調査報告書」（令和3年10月）より抜粋

ウ チャレンジスクール（八王子拓真高等学校のチャレンジ枠を含む。）の応募倍率



エ 中学校長対象「不登校経験のある生徒についてのアンケート」（令和5年10月実施）調査結果  
（調査対象：53校）

不登校経験のある生徒は、「入試における調査書の活用」をどのように考えていると思うか。

<主な意見>

- 評価・評定が低くなりがちであり、調査書点が3割を占める制度では不利になると考えて、都立高等学校の一般受検をしようと考えていない。
- 評価・評定を気にする生徒、保護者は多く、調査書点が精神的に負担になっている。
- 不登校経験があるということで、調査書には期待していない家庭が多い印象である。
- 不登校であることそのものが入試において不利になっていると考える生徒・保護者はいる。
- 不登校の生徒やその保護者は、学習評価をするための材料が十分でない状況の中で作成された調査書が入試に活用されていることをストレスに感じている。

<特別部会における主な意見>

(中学校)

- 不登校生徒等には、課題を出すなど様々なアプローチをしている。一定の評価材料がそろえば評価することはできるが、提出がなかったり定期考査を受けるのみだったりする生徒の評価は、低くなることは否めない。
- 様々な事情で学習評価が低くても、調査書点の比率が変更されることで生徒・保護者の心配は一定程度解消されると考える。

(高等学校)

- 入学者選抜に調査書が活用されることに不安を抱く多様な生徒への配慮として、調査書点の比率の引き下げが必要である。
- 様々な事情がある多様な生徒やその保護者は、入学者選抜には調査書が重視されているという印象をもっており、不安になっている。調査書点の比率が小さくなれば、不安が軽減されてよい。

(区市教育委員会)

- 不登校生徒にとって進路の選択肢が増えることにつながることはよいと考える。
- 不登校生徒やその保護者は早く確実に進路を確定したい、安心したいという考えがある。早い段階でどのように周知を図っていくかを考える必要がある。

特別部会からの報告を受けた本委員会における審議の過程で、中学校からは「かつては、生徒は学校に来ることが当然であると中学校は捉えていたが、現在は学校に来ない生徒にどう対応をしていくかを考えているところであり、世の中の変化に応じて調査書点の比率も考えていく必要がある。」という意見があった。

保護者からは「年々不登校生徒は増えていると感じる。そのような生徒が少しでも不安なく受検できるようにするために、調査書の比率を下げるという方向性は理解できる。」という意見があった。

有識者からは、「学校教育法施行規則に照らしても、調査書点を活用しないというわけにはいかない。これは高等学校の入学選抜において中学校での学習を適切に評価しようという意味である。不登校経験があるなど様々な事情のある生徒へどのような配慮をするのかということと、入学選抜に中学校の学習をどのように生かしていくのかという両面を踏まえて検討してほしい。」という意見があった。

#### オ 今後の取組の方向性

不登校経験のある生徒等は、中学校での学習において評価できる材料が少なく、参考にできる資料等を活用したとしても、学習評価は低くならざるを得ない傾向がある。こうした不登校経験のある生徒等にとって都立高等学校の選抜に活用される調査書が受検をする上で心理的負担になっているケースもある。

東京都においては、昼夜間定時制の総合学科（単位制）で、調査書や学力検査によらず、高校での学習や学校生活への意欲を重視した入試を行っているチャレンジスクールを6校設置している（令和7年度は7校設置）が、チャレンジスクールの応募倍率は年々上昇傾向にある。

不登校経験のある生徒等が増加を続ける中で、様々な背景をもつ不登校経験のある生徒等が心理的負担を感じることなく都立高等学校を受検しやすくする必要がある。そのため、全日制の普通科等における入学選抜においても、学力検査の得点と調査書点の比率を7対3としている現行の比率についての取扱いや、比率を変更する場合の募集人員の設定・規模等について引き続き検討を進める。

#### 第4 おわりに

東京都教育委員会は、「チルドレンファースト」の社会を実現し、真に社会人として自立した人間を育成するために様々な教育施策を進めている。社会の変化を受け止め、都立高等学校に期待される役割の変化等を踏まえて、生徒に、社会の変化を前向きに受け止めつつ、自らも学び、成長し続ける意欲をもって主体的に社会に参画し、新しい価値を創造することができる能力を育成している。

東京都立高等学校入学者選抜においては、これまでも推薦に基づく選抜や学力検査に基づく選抜の現行制度の成果と課題について検証を行うとともに、受検者の応募資格や入学者選抜における様々な制度についても、在り方を検討し改善を図ってきた。

本委員会においては、「新型コロナウイルス感染症における感染症法上の5類移行後の入学者選抜」、「入学者選抜における受検上の配慮」等新たな課題について検討を重ねた。

また、近年不登校生徒及び在京外国人生徒が増加傾向にあることを踏まえ、入学者選抜検討委員会特別部会を設置し、受検者の多様なニーズ等に対応する入学者選抜の在り方として、「在京外国人生徒対象の選抜」、「入学者選抜における調査書の取扱い」、「都立高等学校通信制課程の選抜日程」、「専門学科における選抜方法」、「分割募集の在り方」について審議を重ねてきた。

本委員会は、急速に変化する社会に対応した入学者選抜の制度とするため、これらの内容について課題を整理し、審議を行い、検証・検討結果については、「今後の取組の方向性」としてまとめている。この趣旨を踏まえて、令和7年度入学者選抜が厳正かつ公平・公正な入学者選抜となることを期待するとともに、今後も継続的に課題の把握や検証を行うことで、令和7年度入学者選抜以降も不断の見直しを進めていく必要がある。

< 全日制課程 >

学科等	区分	募集人員	最終応募人員	受検人員	受検倍率	合格人員	入学手續人員
		(A)	(B)	(C)	(C/A)	(D)	(E)
			計	計		計	計
推薦	普通科	6,235 ( 6,182 )	17,907 17,748	17,846 17,704	2.86 2.86	6,203 6,156	6,202 6,156
	専門教育を 主とする学科	2,496 ( 2,457 )	3,882 3,809	3,874 3,791	1.55 1.54	2,345 2,291	2,345 2,290
	総合学科	714 ( 714 )	1,632 1,575	1,629 1,567	2.28 2.19	714 714	714 714
	小計	9,445 ( 9,353 )	23,421 ( 23,132 )	23,349 ( 23,062 )	2.47 ( 2.47 )	9,262 ( 9,161 )	9,261 ( 9,160 )
第一次募集 及び 分割前期募集	普通科	24,337 ( 24,783 )	35,421 35,680	32,999 33,531	1.36 1.35	23,837 24,176	23,696 24,058
	専門教育を 主とする学科	4,566 ( 4,613 )	4,860 4,778	4,541 4,465	0.99 0.97	3,814 3,766	3,790 3,743
	総合学科	1,646 ( 1,646 )	2,177 2,103	2,071 2,031	1.26 1.23	1,638 1,664	1,624 1,658
	小計	30,549 ( 31,042 )	42,458 ( 42,561 )	39,611 ( 40,027 )	1.30 ( 1.29 )	29,289 ( 29,606 )	29,110 ( 29,459 )
インフルエンザ等 罹患者等に対する 追検査	普通科	- ( - )	- -	46 39	- -	30 35	30 35
	専門教育を 主とする学科	- ( - )	- -	11 9	- -	9 9	9 9
	総合学科	- ( - )	- -	2 2	- -	2 2	2 2
	小計	- ( - )	- -	59 50	- -	41 46	41 46
分割後期募集 及び 第二次募集 ・ 第三次募集	普通科	1,366 ( 1,634 )	811 847	793 826	0.58 0.51	686 677	680 677
	専門教育を 主とする学科	1,380 ( 1,562 )	295 267	293 266	0.21 0.17	285 263	285 263
	総合学科	43 ( 1 )	23 1	19 1	0.44 1.00	19 1	19 1
	小計	2,789 ( 3,197 )	1,129 ( 1,115 )	1,105 ( 1,093 )	0.40 ( 0.34 )	990 ( 941 )	984 ( 941 )
推薦、第一次募集・分割前期 募集、追検査、分割後期募集・ 第二次募集・第三次募集計		40,188 ( 40,583 )	67,008 ( 66,808 )	64,124 ( 64,232 )	1.60 ( 1.58 )	39,582 ( 39,754 )	39,396 ( 39,606 )
4月募集	普通科	148 ( 148 )	4 2	4 2	0.03 0.01	4 2	4 2
	専門教育を 主とする学科	40 ( 40 )	0 0	0 0	0.00 0.00	0 0	0 0
	総合学科	20 ( 20 )	0 0	0 0	0.00 0.00	0 0	0 0
	小計	208 ( 208 )	4 2	4 2	0.02 0.01	4 2	4 2
総計		40,396 ( 40,791 )	67,012 ( 66,810 )	64,128 ( 64,234 )	1.59 ( 1.57 )	39,586 ( 39,756 )	39,400 ( 39,608 )

充足率 (E/A×100)	98.03%
	( 97.59% )

※ 4月募集は含まない。

- (1) 募集人員は転勤者生徒特別枠、転入学特別枠、在京外国人生徒対象並びに海外帰国生徒対象（現地校出身者）の9月募集及び国際バカロレアコースの9月募集を除いた数である。
- (2) 募集人員の総計欄は令和5年10月に決定された募集人員であるため、推薦、第一次募集・分割前期募集、分割後期募集・第二次募集の募集人員の合計とは一致しない。
- (3) 第一次募集の数は、普通科は、島しょ、コース制、単位制の高校、連携型入学者選抜、在京外国人生徒対象及び海外帰国生徒対象（帰国及び引揚）、専門教育を主とする学科は、連携型入学者選抜、在京外国人生徒対象、海外帰国生徒対象（帰国）及び国際バカロレアコースを含んだ数である。
- (4) ( ) の数は、前年度の数である。



## 令和 7 年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会 設置要綱

### (設 置)

第 1 令和 6 年度東京都立高等学校入学者選抜における課題を明らかにし、令和 7 年度東京都立高等学校入学者選抜に対する改善策について検討するため、令和 7 年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (検討事項)

第 2 委員会は、次の事項について検討し、その結果を東京都教育委員会教育長に報告する。

- (1) 令和 6 年度入学者選抜結果について
- (2) 令和 7 年度入学者選抜方法について
- (3) その他

### (構 成)

第 3 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって構成し、委員長及び副委員長を置く。

- (1) 委員長は、教育庁教育監をもって充てる。
- (2) 副委員長は都立学校教育部長とし、委員長を補佐し、委員長が不在の場合は、その職務を代理する。
- (3) 委員は、委員会名簿に掲げる職にある者をもって構成する。

### (招集等)

第 4 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

### (特別部会の設置)

第 5 第 2 (3) で掲げる検討事項について、詳細な検討を行うため、委員会に特別部会を設置することができる。

2 特別部会は、特別部会設置要項に定める職にある者をもって構成し、部会長を置く。

- (1) 部会長は、都立学校教育部長をもって充てる。
  - (2) 委員は、特別部会名簿に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 特別部会は、部会長が招集する。

### (幹事会)

第 6 委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、委員会の求めに応じ、検討事項の資料を調査、作成し提供する。

3 幹事会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

4 幹事会には幹事長を置く。

5 幹事長には、教育庁都立学校教育部入学選抜担当課長の職にある者をもって充てる。

6 幹事長は、幹事会を招集し、主宰する。

### (設置期間)

第 7 委員会の設置期間は、設置の日から令和 7 年 3 月 3 1 日までとする。

### (会議及び会議記録)

第 8 委員会の会議は、原則として非公開とする。ただし、委員会の会議要旨及び会議資料については、原則として公開するものとする。

### (事務局)

第 9 委員会に事務局を置く。

2 事務局は、委員会に係る庶務を担当し、教育庁都立学校教育部高等学校教育課においてこれを処理する。

### (その他)

第 10 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項は、委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 7 日から施行する。

## 令和7年度 東京都立高等学校入学者選抜検討委員会 委員名簿

区分	氏名	職名	備考
外部有識者	増渕 達夫	帝京大学教授	
区市	佐藤 嘉弘	江戸川区教育委員会教育指導課長	
	吉川 泰弘	羽村市教育委員会生涯学習部参事	
保護者	関口 哲也	東京都公立中学校PTA協議会会長	
	笹原 良太	東京都公立高等学校PTA連合会会長	
教育庁	瀧沢 佳宏	教育監	委員長
	村西 紀章	都立学校教育部長	副委員長
	山田 道人	指導部長	
	市川 茂	指導推進担当部長	
	猪倉 雅生	高校改革推進担当部長	
	根本 浩太郎	教育改革推進担当部長	
中学校	堀越 勉	千代田区立麴町中学校長	
	佐藤 明子	練馬区立貫井中学校	
	井上 貴雅	練馬区立石神井西中学校長	
	佐藤 圭一	大田区立大森第七中学校長	
	荒井 亮宏	東村山市立東村山第三中学校長	
高校	加藤 瑞樹	都立稔ヶ丘高等学校長	
	土方 賢作	都立西高等学校長	
	造作 聡美	都立高島高等学校長	
	加藤 泰弘	都立青井高等学校長	
	伊達崎 広	都立南葛飾高等学校長	
	池上 信幸	都立町田工科高等学校長	
	小杉 聖子	都立駒場高等学校経営企画室長	
事務局幹事	奥富 洋一	都立学校教育部高等学校教育課長	
	久保田 聡	都立学校教育部入学選抜担当課長	幹事長
	今井 康夫	都立学校教育部主任指導主事	
	高橋 龍	都立学校教育部高等学校教育課統括指導主事	
	大越 隆博	都立学校教育部学校経営指導担当課長	
	岐下 英男	都立学校教育部都立高校改革企画調整担当課長	
	藤田 修史	指導部指導企画課長	
	赤津 一也	指導部企画推進担当課長	
	坂本 教喜	指導部義務教育指導課長	
	市村 裕子	指導部高等学校教育指導課長	

## 令和7年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会 審議経過

日時		検討事項
第1回	5月7日(火) 午後3時から午後5時まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 昨年度の特別部会の概要の確認と、今年度の特別部会の設置及び特別部会の各議題の方向性の確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不登校生徒や日本語指導が必要な生徒など、受検者の多様なニーズ等に対応する入学者選抜について</li> </ul> </li> <li>○ 新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行を踏まえた主な対応について(推薦に基づく選抜) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般推薦の検査内容について</li> <li>・ 文化・スポーツ等特別推薦について</li> </ul> </li> </ul>
第2回	5月20日(月) 午後3時から午後5時まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ その他の制度について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ インターネットを活用した出願及び合否照会について</li> </ul> </li> <li>○ 新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行を踏まえた主な対応について(学力検査に基づく選抜) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 追検査について</li> </ul> </li> </ul>
第3回	6月24日(月) 午後3時から午後5時まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ その他の制度について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入学者選抜における受検上の配慮について</li> </ul> </li> <li>○ 令和7年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会特別部会報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「在京外国人生徒対象の選抜」の現行制度について</li> <li>・ 学力検査実施上の措置申請(ルビ振り、ルビ振り及び辞書持込み)について</li> <li>・ 入学者選抜における調査書の取扱い</li> <li>・ 専門学科における選抜の検討</li> <li>・ 都立高等学校通信制課程における選抜日程の検討</li> <li>・ 分割募集の在り方についての検討</li> </ul> </li> </ul>
第4回	7月12日(金) 午後3時から午後5時まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和7年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会及び特別部会における検証・検討内容の報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行を踏まえた主な対応について</li> <li>・ インターネットを活用した出願及び合否照会について</li> <li>・ 入学者選抜における受検上の配慮について</li> <li>・ 入学者選抜検討委員会特別部会における検討の報告</li> </ul> </li> </ul>